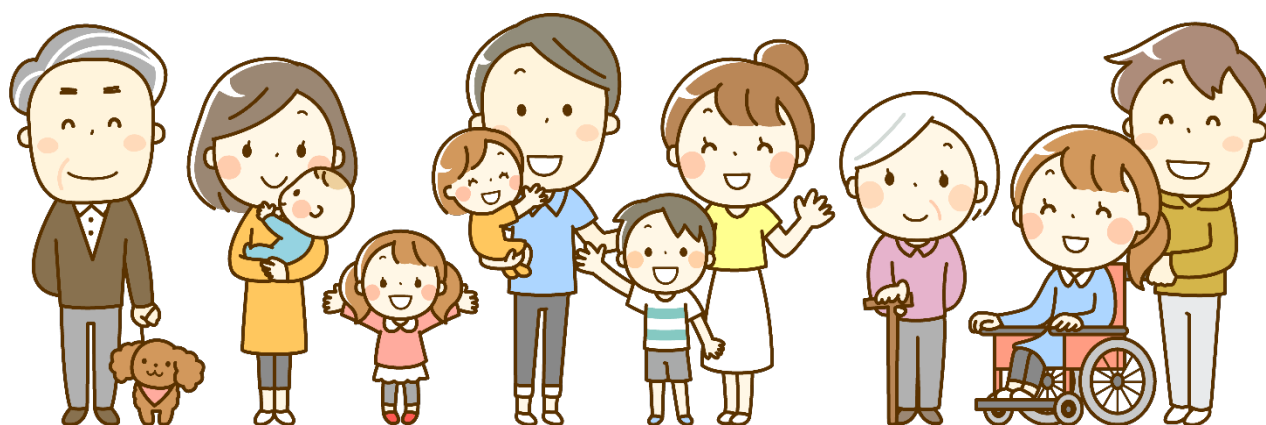


中標津町 地域福祉計画

成年後見制度利用促進基本計画
再犯防止推進計画

《令和8年度～令和12年度》



令和8年3月
中標津町

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

本町では総合計画の推進を通じてSDGsに取り組んでおり、本計画においても「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指してSDGsに取り組みます。

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>12 つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	<p>15 陸の豊かさを守ろう</p> 	<p>15 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>16 平和と公正をすべての人に 平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で包摂的な制度を構築する</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>	<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> 	<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>		

ごあいさつ

我が国では、少子高齢化と人口減少が進行する中、生活の多様化や人とのつながりの希薄化により、コミュニティ力が低下しています。このたび、中標津町では、年齢や性別、生まれや障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して住み続けられるよう、地域の困りごとを他人事ではなく我が事として捉える「地域共生社会」の実現に向けて、新たに「中標津町地域福祉計画」を策定しました。



本計画は、基本理念を

「つながり」と「支えあい」で みんなが安心して暮らせるまち なかしべつ

とし、障がい福祉、介護保険、子育て支援といった各専門分野だけでは対応しきれない複合・複雑化した課題に対し、分野横断的な相談体制の整備等、町の将来を見据えた地域福祉のあり方と推進の基本的な方向を定めています。なお、権利擁護と地域での再出発の支援を一体的に進めるため、「成年後見制度利用促進基本計画」及び「再犯防止推進計画」も本計画に包含しています。

「福祉」と聞くと、高齢者や障がいのある方など特定の属性に関わるものと思われがちですが、福祉とは「ふだんのくらしのしあわせ」であり、地域に暮らすすべての方にとって大切な事柄です。「だれもひとりにしない」中標津町の実現は、住む人・働く人・訪れる人の参加と協働によってこそ成し遂げられます。引き続きのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言を賜りました中標津町地域福祉計画策定委員会の皆様、町民ワークショップにご参加いただきました皆様、その他関係者の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和8（2026）年3月

中標津町長

西村 穰

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 地域福祉の推進に向けて.....	1
3. 計画の位置付け.....	3
4. 計画の期間.....	6
5. 計画の策定体制.....	6
6. 保健福祉をめぐる全国的な動向.....	7
第2章 中標津町の現状	9
1. 総人口等の状況.....	9
2. 地域別の状況.....	12
3. 子ども・子育ての状況.....	14
4. 高齢者の状況.....	15
5. 障がいのある人の状況.....	16
6. 生活困窮の状況.....	18
7. 地域福祉を支える人材の状況.....	19
8. アンケート調査の結果.....	21
第3章 計画の基本的な考え方	33
1. 基本理念.....	33
2. 基本目標.....	34
3. 施策の体系.....	35
4. 重点施策と取組目標.....	36
5. 地域福祉を担う各主体の役割.....	37
第4章 施策の展開	39
基本目標1 支えあいにつながる福祉の基盤づくり.....	39
基本目標2 福祉サービスにつながる仕組みづくり.....	46
基本目標3 安全・安心につながるまちづくり.....	52

第5章 成年後見制度の利用促進（中標津町成年後見制度利用促進基本計画）.. 60

1. 計画の策定にあたって.....60
2. 成年後見制度をめぐる現状.....61
3. 計画の基本的な考え方.....65
4. 施策の展開.....66

第6章 再犯防止に向けた取組の推進（中標津町再犯防止推進計画）..... 69

1. 計画の策定にあたって.....69
2. 再犯防止をめぐる現状.....70
3. 計画の基本的な考え方.....72
4. 施策の展開.....73

第7章 計画の推進..... 75

1. 住民・地域・町の協働による計画の推進.....75
2. 中標津町社会福祉協議会との連携による推進.....75
3. 計画の推進及び進行管理.....76

資料編..... 77

1. 中標津町地域福祉計画策定委員会設置規程.....77
2. 中標津町地域福祉計画策定委員会委員名簿.....78
3. 計画策定経過.....79

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

近年、我が国においては、本格的な少子高齢化の進展、人口減少社会への突入、さらには住民同士の結び付きの弱まりや人間関係の希薄化等を背景として、生活困窮者の増加、虐待、自殺、孤独死等、深刻な社会問題が発生しています。また、地域には子育てや家族の介護、引きこもり、就労等で悩んでいる人など、複数の要因が複雑に絡みあい、何らかの支援を必要としている人がいます。

こうした課題は多様化・複雑化しており、生活困窮者自立支援制度や介護保険制度など公的な福祉サービスだけでは解決が困難な場合や、解決のために必要なサービスを当事者が知らない、利用しないなどといったケースもみられ、対象者ごとや分野別に整備された縦割りのサービスの枠を超えた支援が今まで以上に重要となっています。

また、国においては従来の『縦割り』の支援や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民や地域を支える多種多様な団体や事業所等が主体的に『我が事』として課題を捉え、地域の人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで解決し、地域をともにつくっていく「地域共生社会の実現」を掲げています。

そのため、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを形成し、公的な福祉サービスと協働して助けあいながら暮らすことができるまちをつくっていく必要があります。

これらの背景を踏まえ、本町の地域福祉分野における施策と方向性を明らかにする「中標津町地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2. 地域福祉の推進に向けて

（1）地域福祉とは

「地域福祉」は、「それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方」といわれます。福祉サービスの対象として高齢者・障がいのある人・児童というように法律や制度で区分けされる福祉に限らず、人権尊重を基本に、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域に関わるすべての人や団体が進めていく地域づくりの取組のことです。

地域の中で人と人とのつながり、助けたり助けられたりする関係や仕組みをつくっていくことが必要であり、社会福祉法において、地域住民、社会福祉関係者等が相互に協力して地域福祉の推進に努めるよう定められています。

(2) 地域福祉を進めるための「自助」「互助」「共助」「公助」の視点

本計画では、地域での支えあいや助けあいによる福祉に関する取組を示すこととなります。具体的には、町民一人ひとりの役割や隣近所等の身近なつながりで助けあうこと、地域の組織や団体が取り組むこと、社会福祉協議会が取り組むこと、役場等の行政機関が取り組むことなど、地域社会を構成するそれぞれの立場での役割分担について描くこととなります。このことは、「自助」「互助」「共助」「公助」の視点で整理することができます。

人々が生活を営んでいる地域社会が、そこに住むすべての人たちにとって住みやすいところとなるためには、公的な制度による福祉サービスが整備される（公助）だけでなく、家族を含めた自らの行動（自助）や、隣近所の住民同士等の身近な人間関係の中で、組織化されていないけれども、お互いさまの気持ちで支えあい、助けあうこと（互助）も大切です。

同時に、地域住民や地域活動・地域福祉活動を行う人たちや福祉サービス事業者等が地域において組織をつくり、それぞれが役割を担った活動（共助）は、家族機能の弱体化や近隣住民同士の関係性の希薄化等が指摘される中、その重要度がますます高まっています。

■地域福祉の向上に向けた4つの助け

自助	<p>個人や家族による支えあい・助けあい。 （個人や最も身近な家族が解決にあたる。）</p>
互助	<p>身近な人間関係の中での組織化を前提としない、お互いさまの気持ちによる支えあい・助けあい。 （隣近所の友人や知人、別居する家族が、お互いに支えあい、助けあう。）</p>
共助	<p>地域で暮らす人たちや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の施設・事業所等が組織化し、協働していくことによる支えあい・助けあい。 （「地域ぐるみ」で福祉活動に参画し、地域社会全体で支えあい、助けあう。）</p>
公助	<p>保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づき、行政機関が公的な福祉サービスを提供することや地域における福祉活動を支援することによる支え。（行政でなければできないことは、行政が適切に対応する。）</p>

3. 計画の位置付け

(1) 計画の法的根拠

本計画は社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、町の将来を見据えた地域福祉のあり方や推進に向けての基本的な方向を定めるものです。

また、本計画は成年後見制度^{※1}の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」に位置付けるとともに、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」としても位置付け、分野横断的な取組を一体的に推進します。

■社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第七十条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

■成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

※1 成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方の権利や財産を守るための制度。本人に代わって、家庭裁判所が選んだ後見人等や、あらかじめ本人が選んでおいた後見人が、預貯金の管理や福祉サービスの契約手続きなどを行い、本人の意思を尊重しながら生活を支援する。

■再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（地方再犯防止推進計画）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

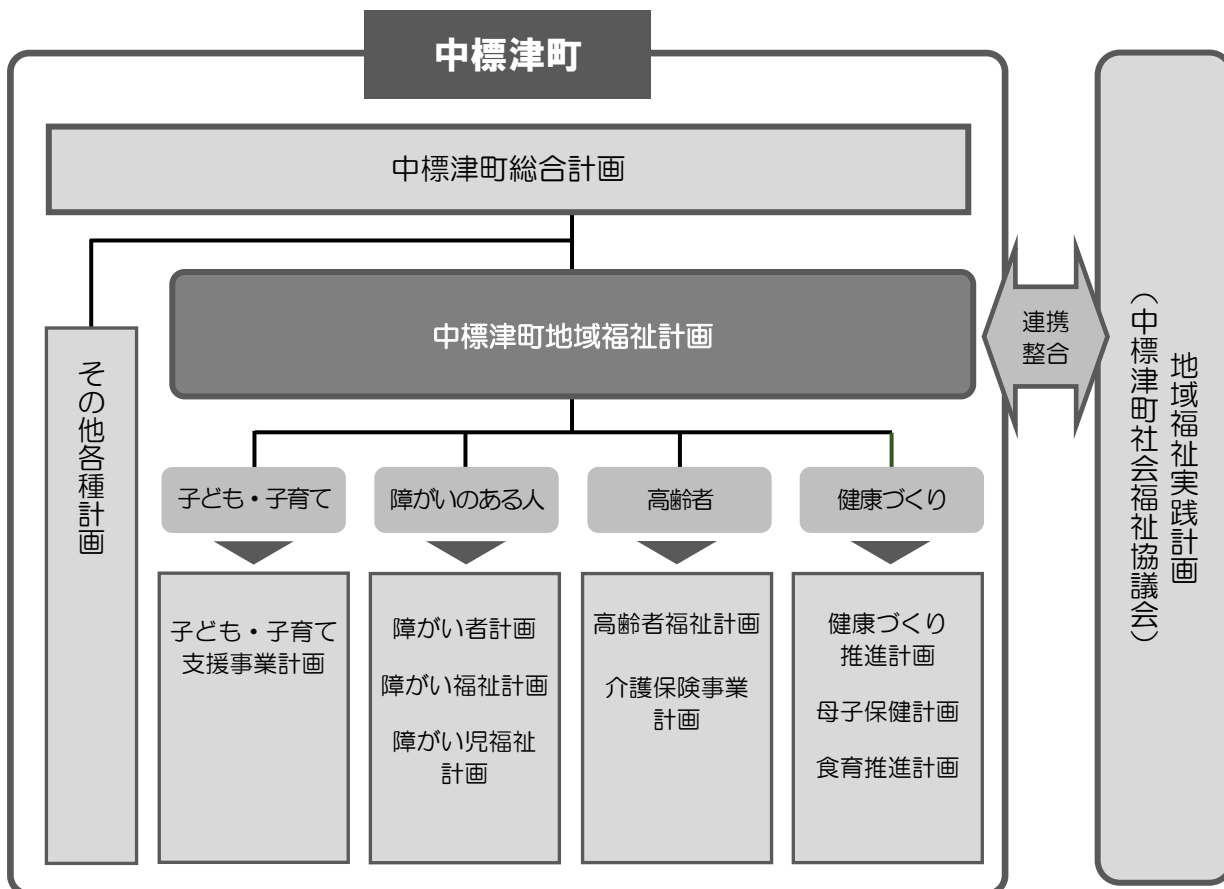
2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

（2）関連する計画との関係

本計画は、本町の最上位計画である「中標津町総合計画」で定めた方針に沿って策定する個別計画の一つで、本町の地域福祉施策の方向性を示したもので、子ども子育て支援、障がい福祉、高齢者福祉、健康増進に関する各個別計画の上位計画として位置付けます。

また、中標津町社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」等と連携を図り、本町における地域福祉施策を推進します。

■関連する計画との関係



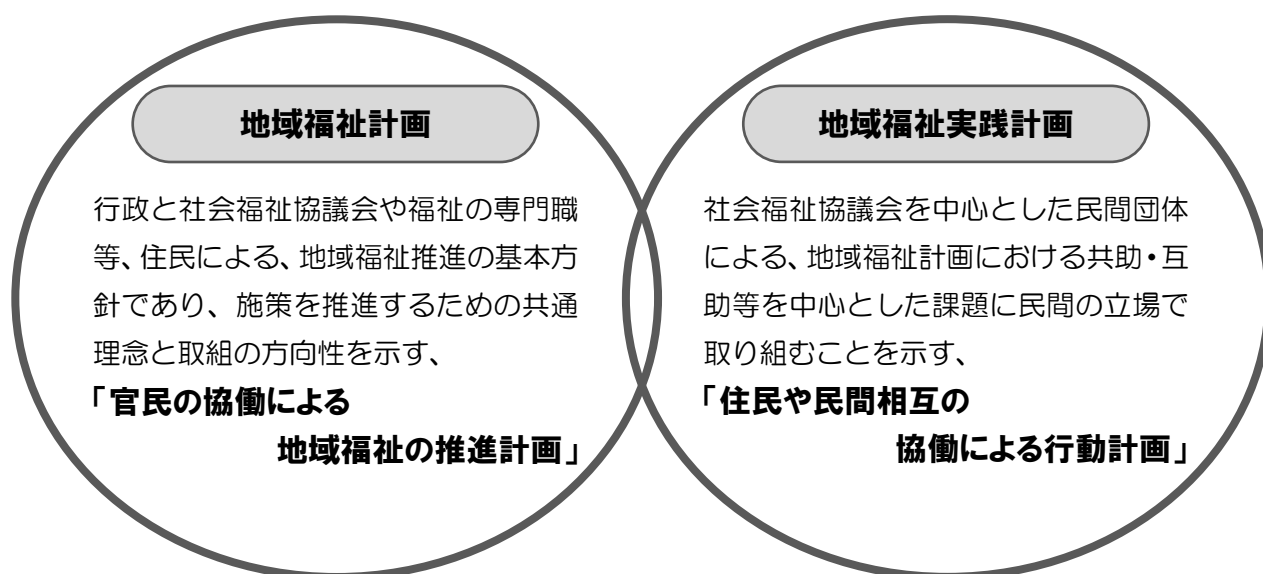
(3) 地域福祉実践計画との関連

地域福祉実践計画とは、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されている社会福祉協議会が中心となって策定する民間の行動計画です。

「町民」「地域で福祉活動を行う者」「社会福祉を目的とする事業を経営する者」等が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な計画として、具体的な行動と関係機関の役割分担が明示されたもので、民間組織である社会福祉協議会の行動計画として策定します。

本計画と地域福祉実践計画は、次の図のとおり役割分担と相互連携による両輪の関係にあります。

■地域福祉計画と地域福祉実践計画の関係



(4) SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

SDGs（持続可能な開発目標）は2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年（平成28年）から2030年（令和12年）までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものとして、我が国でも取組が進められています。

本町では総合計画の推進を通じてSDGsに取り組んでおり、本計画においても「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指してSDGsに取り組みます。

4. 計画の期間

本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間とし、計画の最終年度である令和12年度に次期計画策定に向けた見直しを行うこととします。

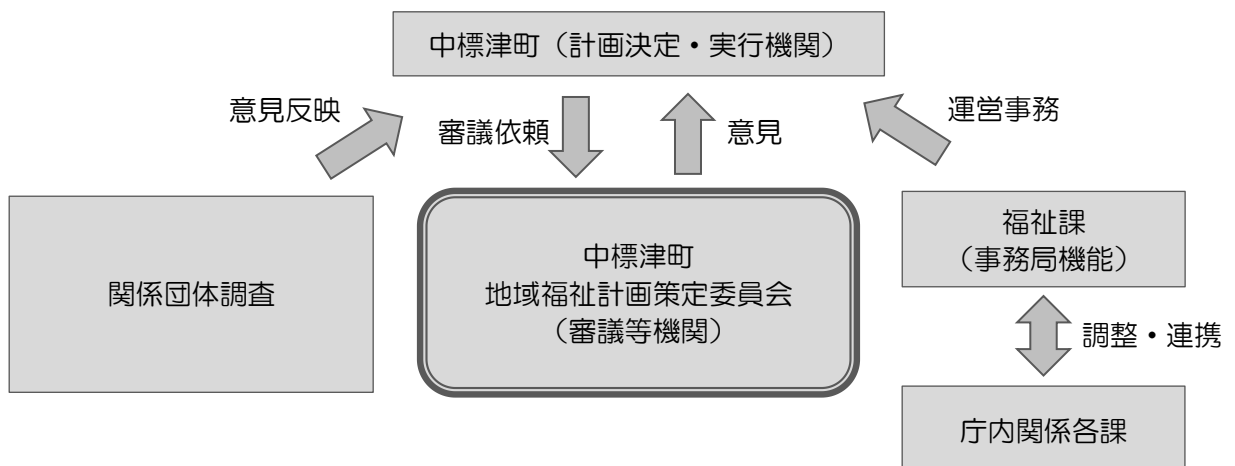
■関連する計画の期間

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
地域福祉						地域福祉計画				
	第6期地域福祉実践計画					第7期地域福祉実践計画				
子育て	第2期子ども・子育て支援事業計画				第3期子ども・子育て支援事業計画					
	障がい者計画			障がい者計画						
障がい者	第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画			第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画			第8期障がい福祉計画 第4期障がい児福祉計画			
	高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画			高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画			高齢者福祉計画 第10期介護保険事業計画			
健康づくり	第2次健康づくり推進計画									
	第5次母子保健計画									
	第3次食育推進計画									

5. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「中標津町地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての審議を行いました。

■策定体制のイメージ



6. 保健福祉をめぐる全国的な動向

(1) 複雑化した地域課題への対応

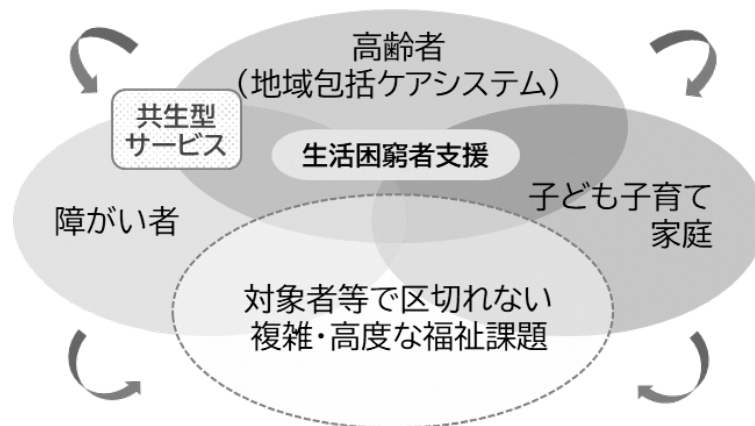
少子高齢・人口減少社会では、公的な制度だけでは支援を必要とするすべての人への対応が困難となり、地域内でのつながりや支えあいの強化が求められています。

これまで公的な支援制度は、「高齢者」「障がいのある人」「子ども」など、対象者ごとに充実を図ってきましたが、現在では引きこもりや支援拒否等による社会からの孤立、虐待・暴力などの問題、ダブルケア^{※2}、8050問題^{※3}のように課題が同時にいくつも重なり合い、複雑化しています。

住民一人ひとりが、「他人事」ではなく、「我が事」と捉え、地域のあらゆる住民が支え合う「地域共生社会の実現」がこれまで以上に求められています。

また、近年は一人ひとりの価値観や考え方が多様化し、福祉の捉え方も変化してきました。介護などの福祉サービスに対するニーズだけでなく、充実した生活を送るための社会参加や生きがいづくりなど、これまでの福祉サービスでは対応できなかったことも求められるようになっていきます。

■複雑化した地域課題と支援体制のイメージ



(2) 人口減少と高齢化のさらなる進展

令和2年国勢調査によると、我が国の全人口の28.6%が65歳以上であり、現代は高齢社会の真ただ中にあります。

本町の令和6年4月1日現在の高齢化率は28.4%で全国平均とほぼ同等ですが、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」では、令和17年（2035年）には総人口が2万人を下回り、令和27年（2045年）には高齢化率が40.0%を超えると予想されています。

一方、生産年齢人口の減少は、経済成長率の低下や、経済発展のための投資余力の減少などを招き、社会経済活力の低下をもたらすことが懸念されます。

また、65歳以上の高齢者が増加することで、高齢者の考え方や価値観、経済・余暇活動の多様化

※2 ダブルケア

育児と親や家族の介護を同時に担わなければならない状態のこと。

※3 8050問題

80代の親が、ひきこもり状態にある50代の子どもの生活を経済的・精神的に支えている社会問題のこと。

が予想されます。高齢者の培ってきた知識や経験を活かした雇用や新産業の隆盛、地域活動の担い手としての活躍が期待されることから、地域活動やボランティアなどへの参加支援を充実させることが求められます。

(3) 安全・安心に対するニーズの高まり

近年頻発している大地震や、激甚化がみられる台風・集中豪雨などの風水害を受け、災害対策への関心が高まっています。

また、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、町民の日常生活から地域経済にまで様々な分野に深刻な影響をもたらしました。

加えて、子どもや高齢者を狙った犯罪、悪質な運転による交通事故、インターネットを通じた誹謗中傷、個人情報漏洩など、日常生活の安全を脅かす多様なリスクが存在しています。

こうしたリスクから町民の生命、財産を守り、誰もが安全・安心に暮らし続けることができるよう、町民、地域、行政が相互に連携して取り組んでいくことが求められています。

(4) 地域共生社会の実現

これまでの公的な福祉サービスは、主に、高齢者や障がいのある人など対象者ごとに推進されてきましたが、これからの総合的な福祉施策を考える上で、地域全体で支える力を再構築することが求められると同時に支援のあり方としても、対象者の状況に応じて、分野を問わず包括的に相談・支援を行う新しい福祉のまちづくりを目指す必要性が高まっています。

令和3年4月には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応するための「重層的支援体制整備事業」が創設されました。この事業を通じて、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することが求められています。

第2章 中標津町の現状

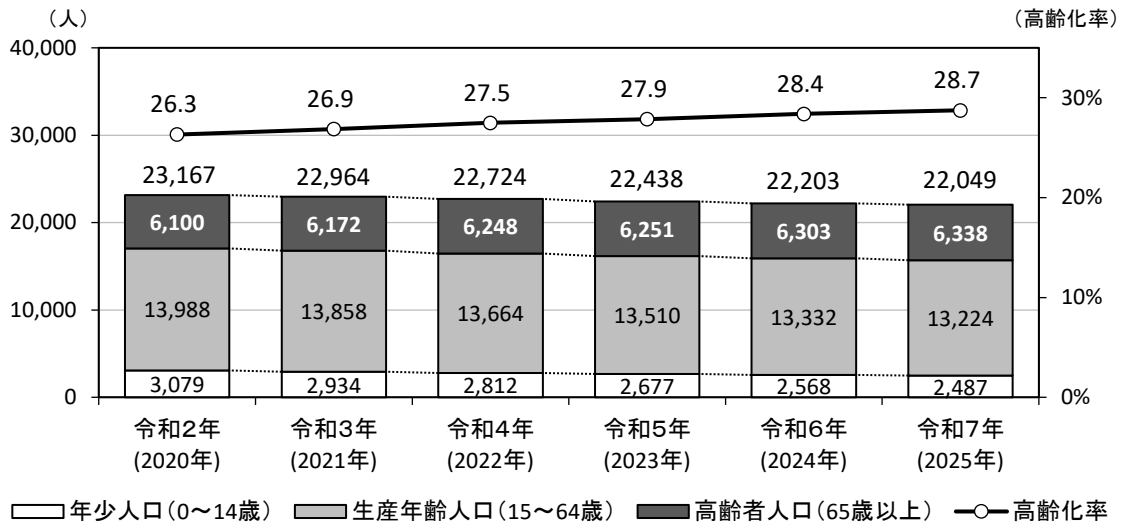
1. 総人口等の状況

(1) 総人口の推移

住民基本台帳に基づく本町の総人口は、令和2年の23,167人から減少が続いており、令和7年には22,049人となっています。

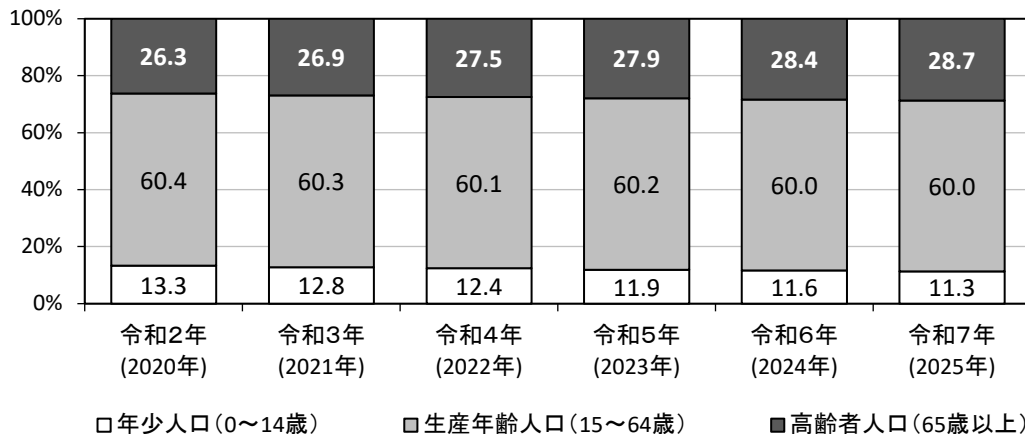
年齢3区分別の人口割合をみると、年少人口（0～14歳）の割合は低下している一方、高齢者人口（65歳以上）の割合は上昇しており、令和7年には28.7%となっています。

■総人口の推移



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■年齢3区分別人口割合の推移



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

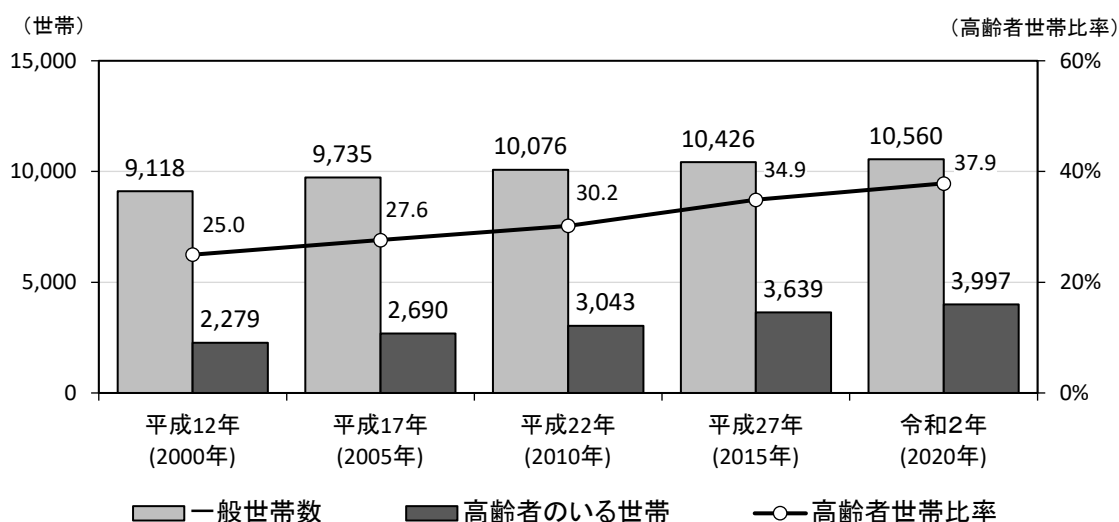
(2) 世帯数の推移

本町の国勢調査に基づく一般世帯数は平成12年から増加しており、令和2年には10,560世帯となっています。

一般世帯のうち、65歳以上の高齢者のいる世帯数も増加しており、令和2年は一般世帯のうち37.9%が高齢者のいる世帯となっています。

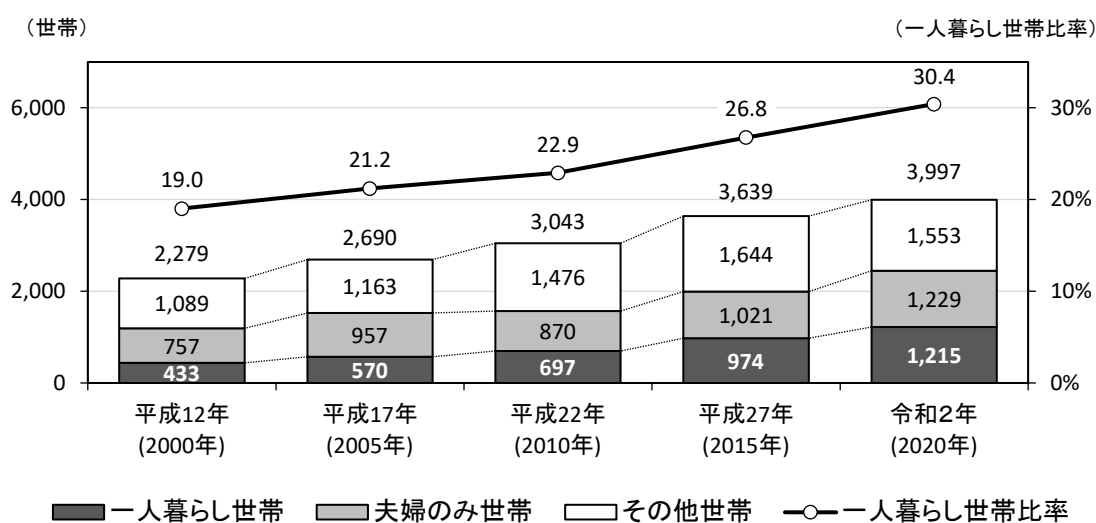
高齢者のいる世帯の世帯類型をみると、一人暮らし世帯、夫婦のみ世帯、その他世帯のいずれも増加していますが、高齢者世帯に占める一人暮らし世帯の割合は令和2年には30.4%（1,215世帯）となっています。

■高齢者世帯の推移



出典：国勢調査

■世帯類型別高齢者世帯の推移



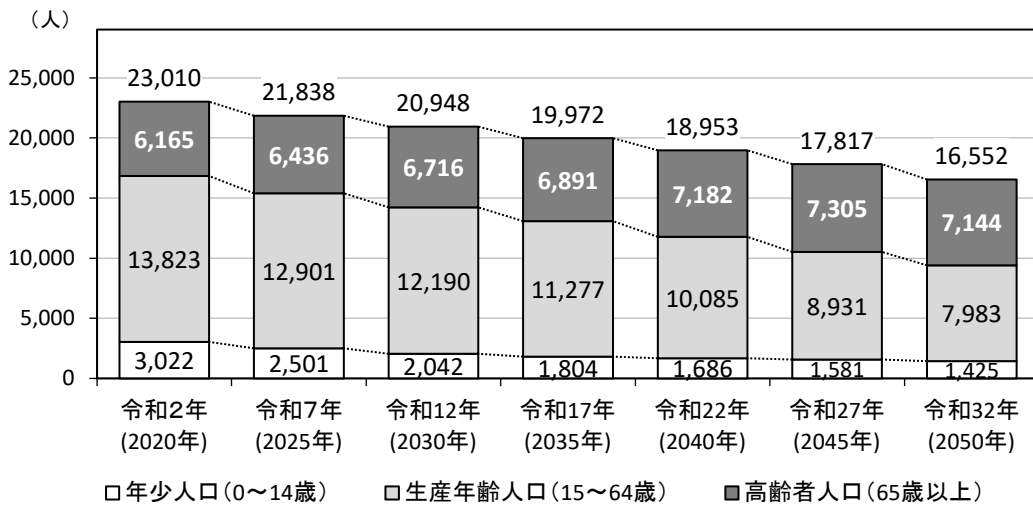
出典：国勢調査

(3) 将来人口の推計結果

国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」によると、本町の総人口は今後も減少することが予測されており、令和17年に2万人を割り込み、令和32年には16,552人になると見込まれます。

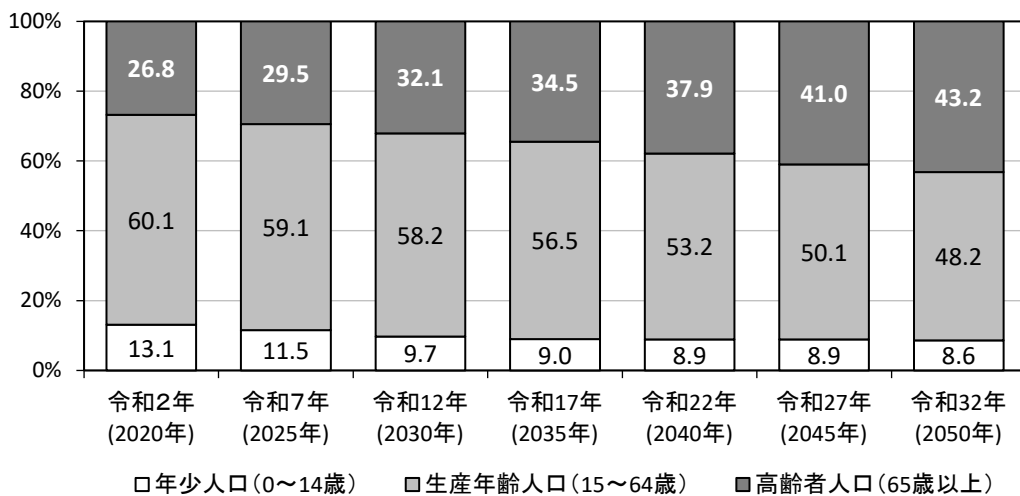
年齢3区分別人口の割合をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の割合が低下する一方、高齢者人口（65歳以上）の割合は上昇し、令和32年には43.2%になると予想されています。

■将来人口推計結果（年齢3区分別人口）



出典：日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）

■将来人口推計結果（年齢3区分別人口の割合）



出典：日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）

2. 地域別の状況

(1) 人口の状況

令和2年の国勢調査における地域別の人口分布をみると、中標津地区の人口は21,645人で総人口の90%以上が集中しており、その中でも中標津市街に19,112人が居住しています。

地域別の高齢化率をみると、中標津市街は25.7%となっている一方、俵橋、武佐、上標津は40%前後と高くなっています。

■地域別の3区分別人口の状況（令和2年）

	人口（人）					全体に占める割合（％）		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	不詳	0～14歳	15～64歳	65歳以上
中標津地区	21,645	2,842	12,986	5,728	89	13.2	60.2	26.6
中標津市街	19,112	2,493	11,642	4,889	88	13.1	61.2	25.7
中標津近郊	1,225	193	641	391	0	15.8	52.3	31.9
俵橋	329	32	167	130	0	9.7	50.8	39.5
武佐	215	18	109	88	0	8.4	50.7	40.9
開陽	127	14	73	40	0	11.0	57.5	31.5
俣落	272	43	152	77	0	15.8	55.9	28.3
当幌	195	27	100	68	0	13.8	51.3	34.9
豊岡	66	8	36	22	0	12.1	54.6	33.3
協和	104	14	66	23	1	13.5	64.4	22.1
計根別地区	1,365	179	763	423	0	13.1	55.9	31.0
計根別市街	684	92	376	216	0	13.5	54.9	31.6
計根別近郊	147	21	76	50	0	14.3	51.7	34.0
西竹	297	49	168	80	0	16.5	56.6	26.9
養老牛	156	13	98	45	0	8.3	62.9	28.8
上標津	81	4	45	32	0	4.9	55.6	39.5
町全体	23,010	3,021	13,749	6,151	89	13.2	60.0	26.8

※全体に占める割合の計算において、不詳の人口は3区分別の人口比で按分して算出

※網掛け部は高齢化率が35%以上の地域

出典：国勢調査（令和2年）

(2) 世帯の状況

令和2年の国勢調査における地域別の世帯分布をみると、中標津市街に世帯数の80%以上が集中しています。

一般世帯の内訳を夫婦のみ世帯（夫65歳以上、妻60歳以上）の割合でみると、町全体の12.8%に対して、豊岡は26.1%、俵橋は22.4%と高くなっています。

また、一般世帯に占める単独世帯（65歳以上）の割合をみると、町全体の11.5%に対し、武佐、計根別市街、上標津は約15%と高い状況です。

■地域別の世帯の状況（令和2年）

	世帯数（世帯）			一般世帯に占める割合（%）	
	一般世帯	一般世帯		夫婦のみ世帯 （夫65歳以上、 妻60歳以上）	単独世帯 （65歳以上）
		夫婦のみ世帯 （夫65歳以上、 妻60歳以上）	単独世帯 （65歳以上）		
中標津地区	9,978	1,275	1,137	12.8	11.4
中標津市街	9,048	1,148	1,053	12.7	11.6
中標津近郊	415	39	24	9.4	5.8
俵橋	134	30	18	22.4	13.4
武佐	87	14	13	16.1	14.9
開陽	55	8	7	14.5	12.7
俣落	99	14	10	14.1	10.1
当幌	75	13	9	17.3	12.0
豊岡	23	6	2	26.1	8.7
協和	42	3	1	7.1	2.4
計根別地区	582	78	78	13.4	13.4
計根別市街	324	49	49	15.1	15.1
計根別近郊	49	5	5	10.2	10.2
西竹	102	14	9	13.7	8.8
養老牛	67	3	9	4.5	13.4
上標津	40	7	6	17.5	15.0
町全体	10,560	1,353	1,215	12.8	11.5

※夫婦のみ世帯の網掛け部は20%以上の地域、単独世帯の網掛け部は15%前後の地域

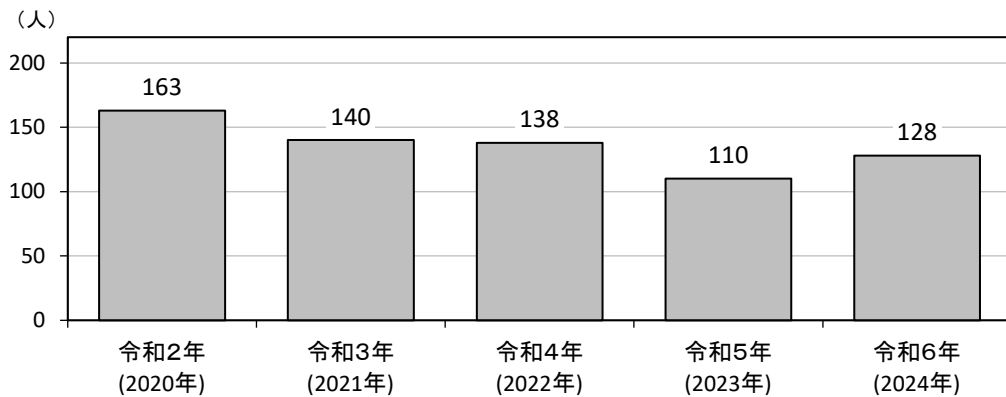
出典：国勢調査（令和2年）

3. 子ども・子育ての状況

(1) 出生数の推移

本町の出生数は令和2年から令和5年までは減少傾向が続いていましたが、令和6年は増加に転じ、128人となりました。

■出生数の推移

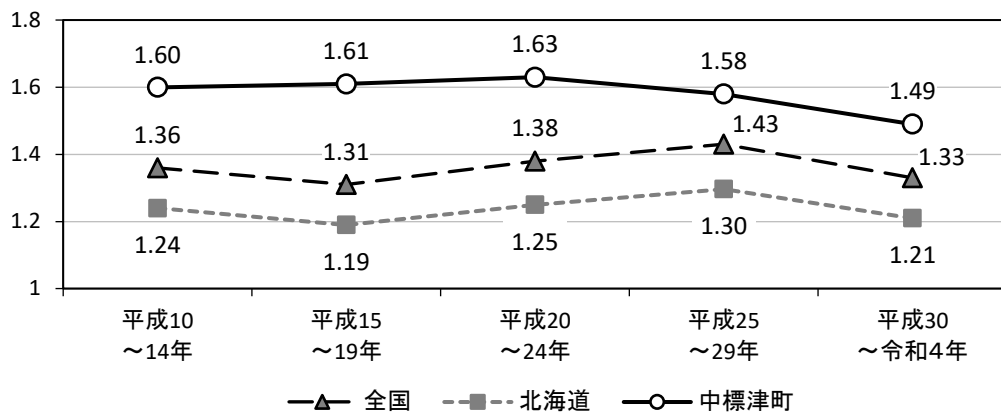


出典：中標津町

(2) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に産む子どもの平均数）をみると、いずれの年も全国・北海道を上回っていますが、平成25年以降は減少傾向で推移しており、平成30年～令和4年は1.49となっています。

■合計特殊出生率の推移



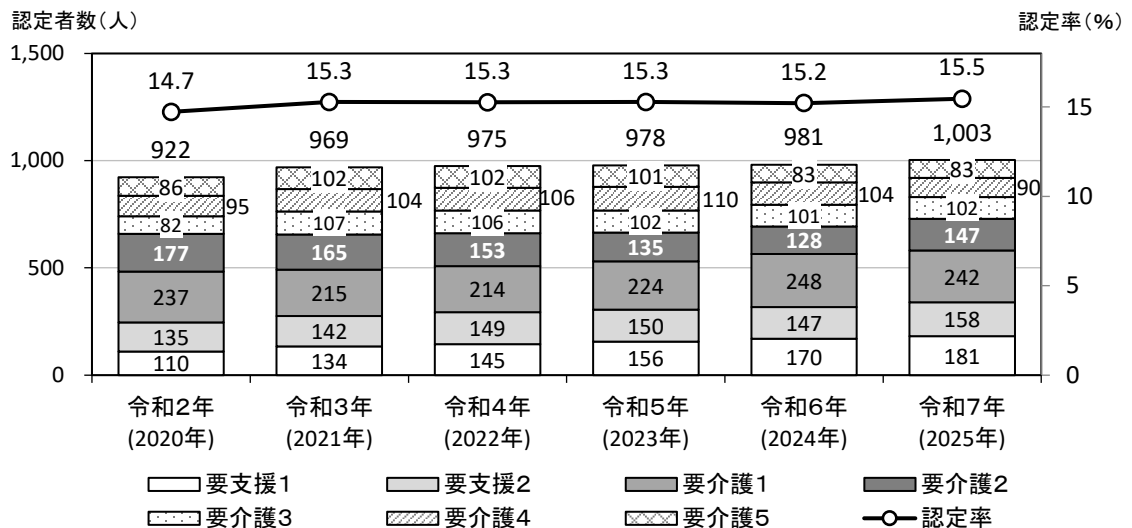
出典：人口動態統計特殊報告

4. 高齢者の状況

(1) 要支援・要介護認定者数の推移

本町の要支援・要介護認定者数はゆるやかな増加が続いており、令和7年は1,003人となっています。第1号被保険者数に占める要支援・要介護認定者数の割合はおおむね横ばいに推移しており、令和7年は15.5%となっています。

■要支援・要介護認定者数の推移



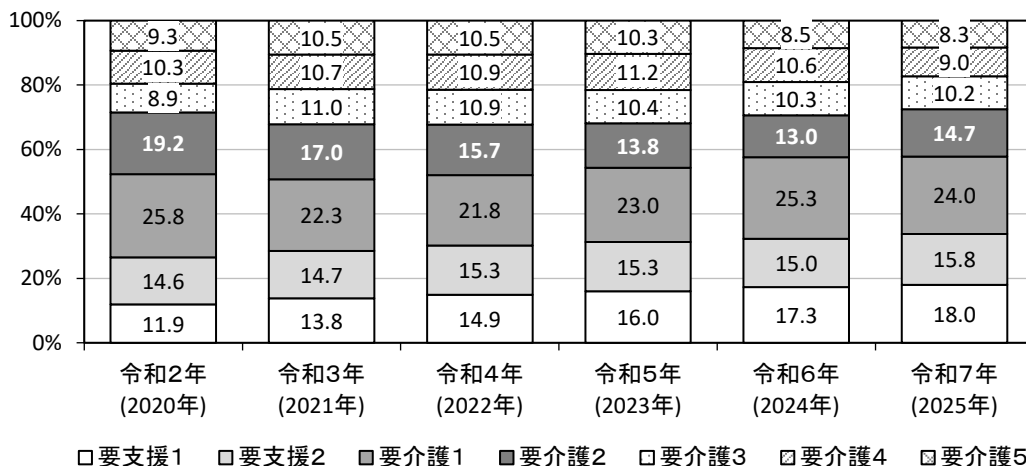
※認定率：第1号被保険者のみ

出典：介護保険事業状況報告月報（令和6年まで：各年9月末現在、令和7年：5月末現在）

(2) 要支援・要介護認定者数の介護度別構成比の推移

本町の要支援・要介護認定者を介護度別の構成比で見ると、要支援1は増加傾向にあり、要介護3以上は令和3年から減少傾向で推移しています。

■介護度別構成比の推移



出典：介護保険事業状況報告月報（令和6年まで：各年9月末現在、令和7年：5月末現在）

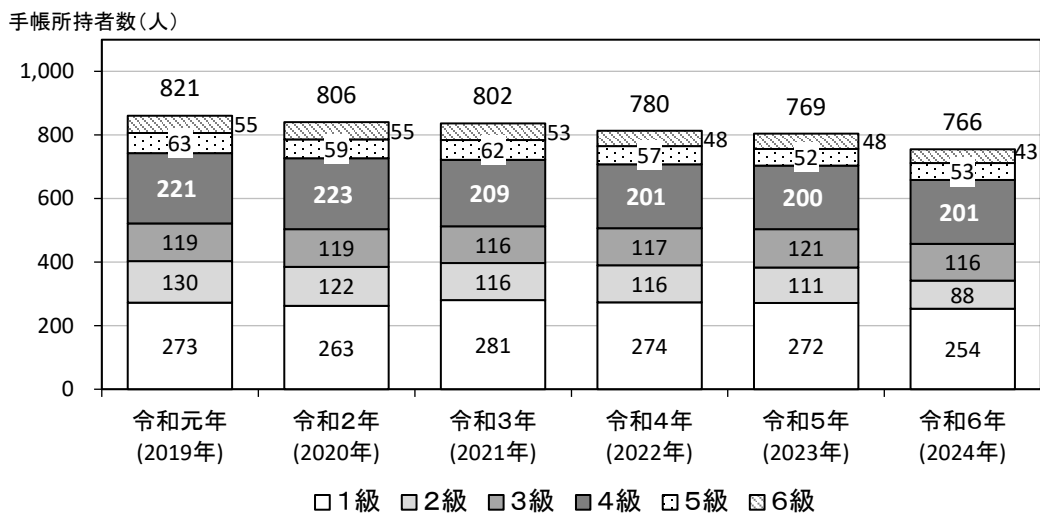
5. 障がいのある人の状況

(1) 身体障がいのある人の状況

本町の身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和元年に821人だった手帳所持者数は令和6年には766人に減少しています。

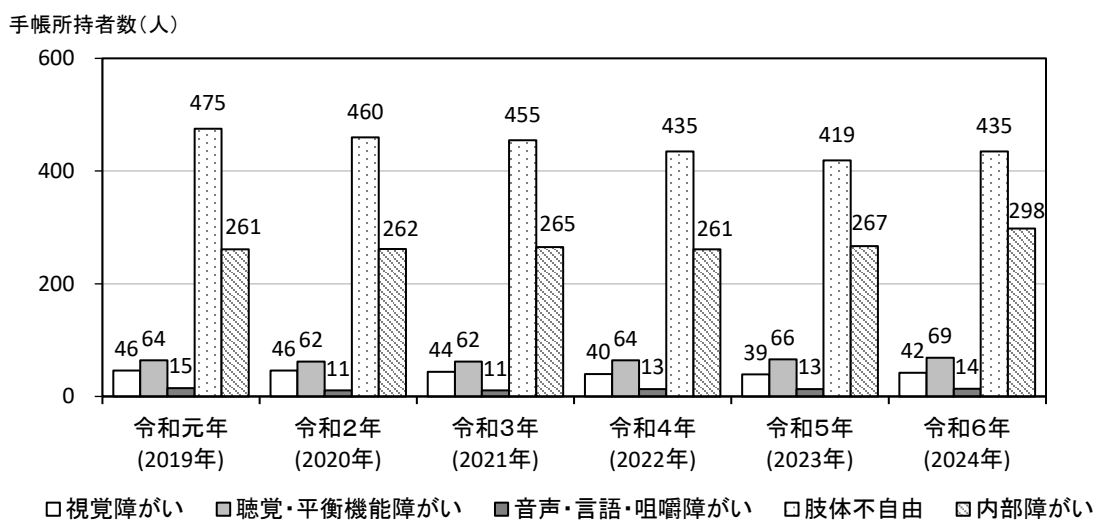
身体障害者手帳所持者数を等級別でみると1級及び4級の人数が多く、障がい種類別でみると肢体不自由及び内部障がいが多い状況です。

■身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）



※合計は重複分を除いた値
出典：中標津町（各年4月1日現在）

■身体障害者手帳所持者数の推移（障がい種類別）

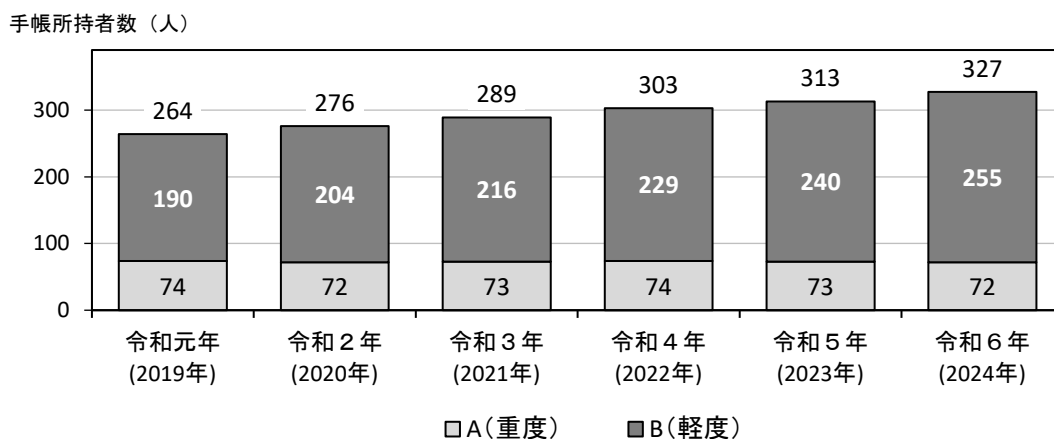


出典：中標津町（各年4月1日現在）

(2) 知的障がいのある人の状況

本町の療育手帳所持者数は程度が「B（軽度）」を中心に増加傾向がみられ、令和元年の「B（軽度）」の人数190人に対し、令和6年は255人で65人増加しています。

■療育手帳所持者数の推移（程度別）



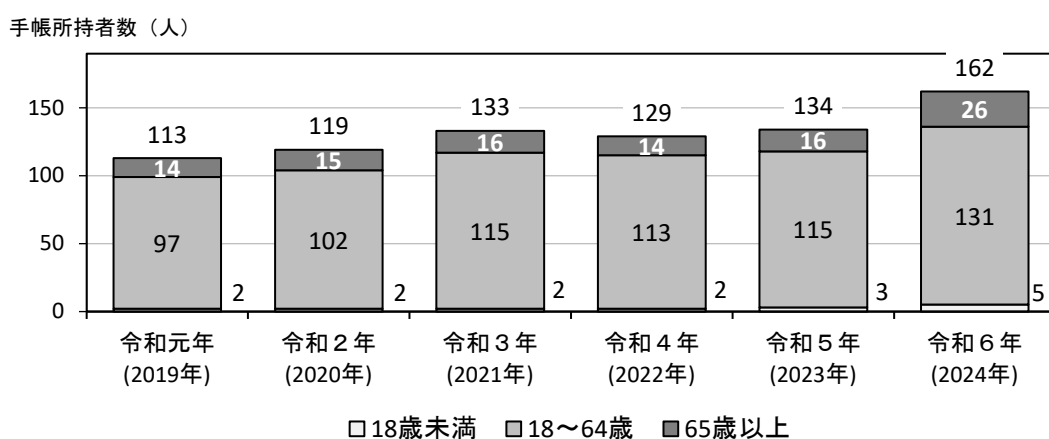
出典：中標津町（各年4月1日現在）

(3) 精神障がいのある人の状況

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は令和元年から増加傾向にあり、令和6年には162人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者を年齢階級別で見ると、18～64歳が最も多く、令和6年は131人で全体の80.9%を占めています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（年齢階級別）



出典：中標津町（各年4月1日現在）

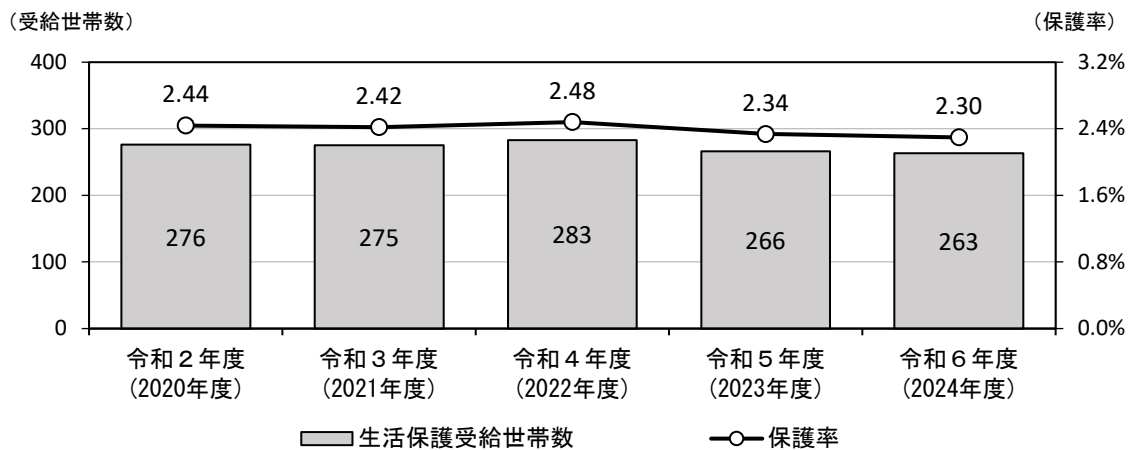
6. 生活困窮の状況

(1) 生活保護受給世帯数等の推移

本町の生活保護受給世帯数は令和4年度の283世帯から減少傾向がみられ、令和6年度は263世帯となっています。

人口100人あたりの被保護者数の割合を示す保護率は令和2年度の2.44%から減少傾向で推移しており、令和6年度は2.30%となっていますが、いずれの年も生活保護の被保護者調査（令和4年度）に基づく全国の保護率1.62%を上回っている状況です。

■生活保護受給世帯数等の推移

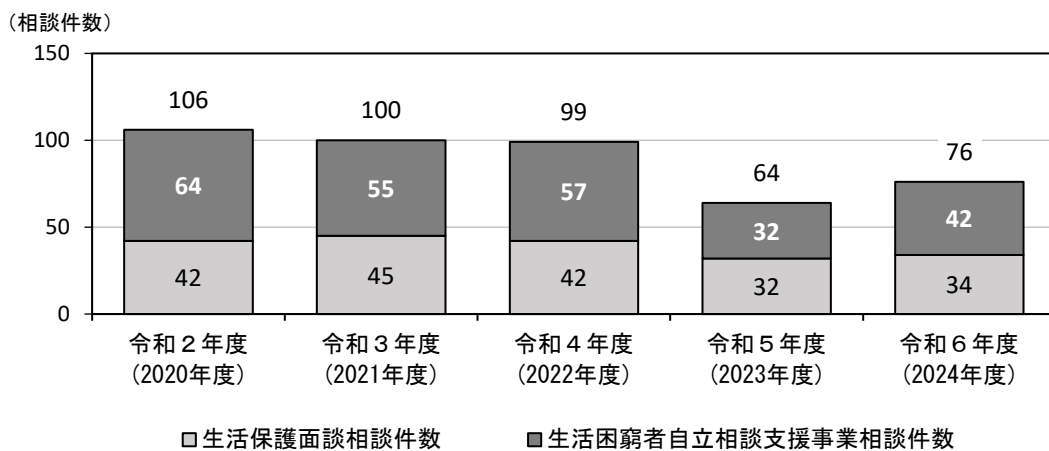


出典：中標津町（各年3月末現在）

(2) 相談件数の推移

本町の生活困窮に係る相談件数は、コロナ禍がはじまった令和2年度から100件前後でおおむね横ばいに推移していましたが、令和5年度には64件と大きく減少しました。しかし、令和6年度は増加に転じ、76件となっています。

■生活困窮に係る相談件数の推移



出典：中標津町

7. 地域福祉を支える人材の状況

(1) 民生委員・児童委員等の状況

民生委員・児童委員をはじめ本町の地域福祉を担う人材は様々な場面で活躍しており、人口減少及び高齢化による人材不足が進みつつある中でも、おおむね人数を維持できている状況です。

■ 民生委員・児童委員等の推移

	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)
民生委員・児童委員※4	53	53	53	53	53
主任児童委員※5	3	3	3	3	3
生活支援コーディネーター※6 (第1層)	1	2	3	3	3
生活支援コーディネーター (第2層)	1	1	1	1	1
食生活改善推進員※7	8	8	7	7	8
スポーツ推進委員※8	5	5	5	5	5
人権擁護委員※9	6	6	6	6	6
保護司※10	15	17	18	18	19
認知症地域支援推進員※11	2	2	2	3	3
身体障がい者相談員※12	1	1	1	1	1
知的障がい者相談員※13	1	1	1	1	1

出典：中標津町（各年4月1日現在）

※4 民生委員・児童委員

地域住民の身近な相談相手として、生活上のさまざまな困りごとの相談に応じ、必要な支援やサービスにつなげる役割を担うボランティアのこと。

※5 主任児童委員

民生委員・児童委員の中から選ばれ、特に子どもや子育て家庭に関する支援を専門的に担当する委員のこと。

※6 生活支援コーディネーター

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域に不足している生活支援サービスの開発や、住民・関係機関同士のネットワークづくりを進める役割を担う人のこと。第1層は町全体、第2層は日常生活圏域（中学校区域等）に配置されている。

※7 食生活改善推進員

食を通じた健康づくりを地域で広める活動を行うボランティアのこと。

※8 スポーツ推進委員

地域におけるスポーツの振興を図るため、市町村から委嘱された非常勤の公務員のこと。

※9 人権擁護委員

地域の中で人権に関する相談を受けたり、人権の大切さを広める啓発活動を行ったりするボランティアのこと。

※10 保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える、法務大臣から委嘱されたボランティアのこと。

※11 認知症地域支援推進員

認知症の方やそのご家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、相談対応や支援体制の整備を行う専門の職員のこと。

※12 身体障がい者相談員

身体に障がいのある方やそのご家族の身近な相談相手として、日常生活上の悩みや困りごとの相談に応じるボランティアのこと。

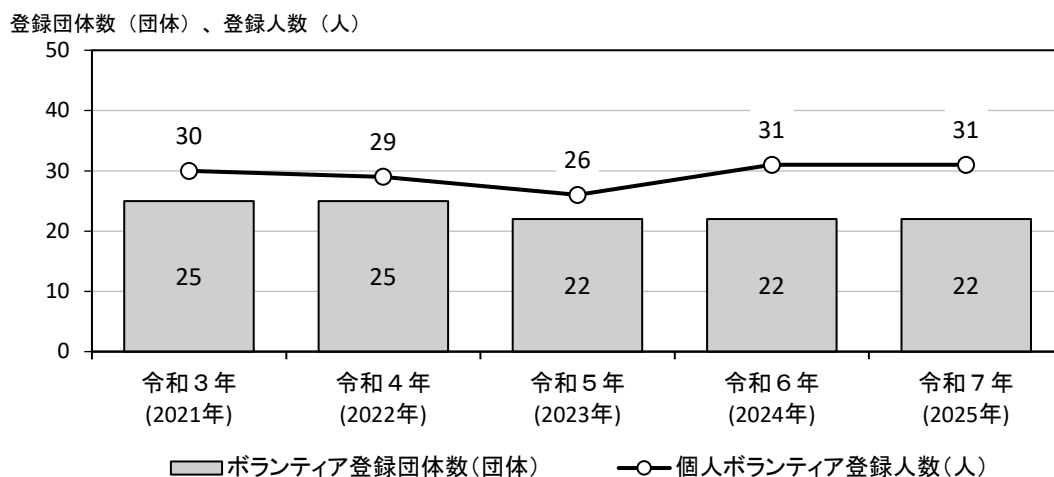
※13 知的障がい者相談員

知的障がいのある方やそのご家族の身近な相談相手として、生活上のさまざまな悩みや困りごとの相談に応じるボランティアのこと。

(2) ボランティアの状況

本町のボランティア登録団体数は令和4年まで25団体でしたが、令和5年以降は22団体に減少し、その後も令和7年まで22団体となっています。個人ボランティア登録人数は令和5年の26人から増加傾向で推移しており、令和7年は31人となっています。

■ボランティア登録団体数及び個人ボランティア登録人数の推移

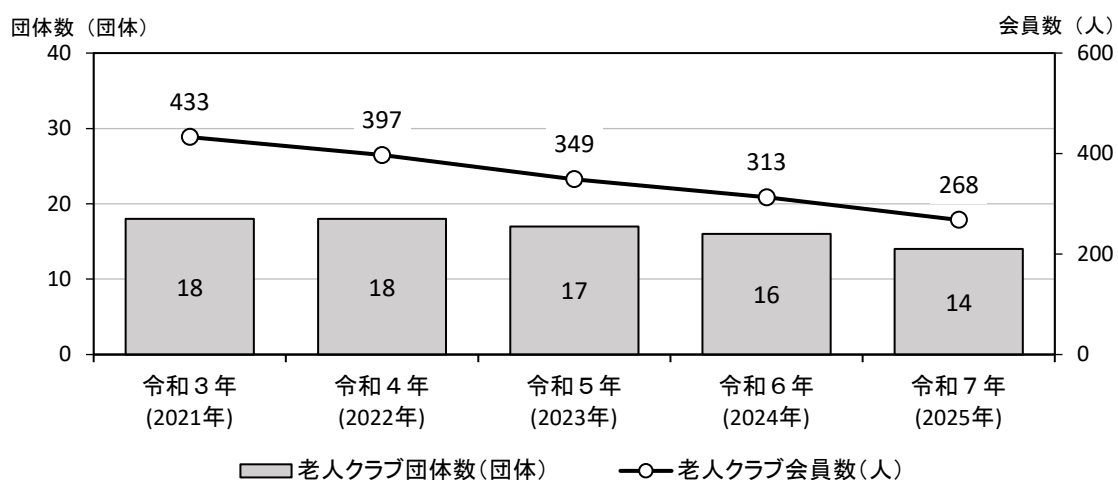


(3) 老人クラブの状況

本町の老人クラブ団体数は令和3年の18団体から減少傾向が続いており、令和7年には14団体となっています。

老人クラブ会員数も減少が続いており、令和3年の433人から令和7年には268人まで減少しています。

■老人クラブ団体数及び会員数の推移



8. アンケート調査の結果

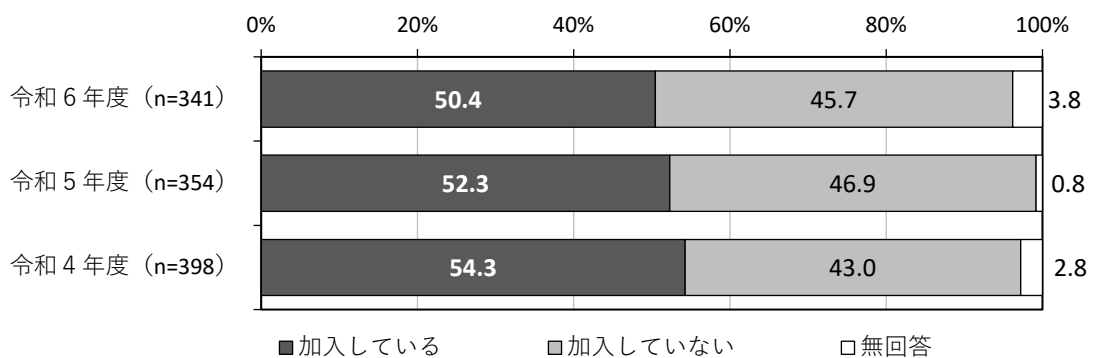
(1) まちづくり町民アンケート

①町内会への加入状況

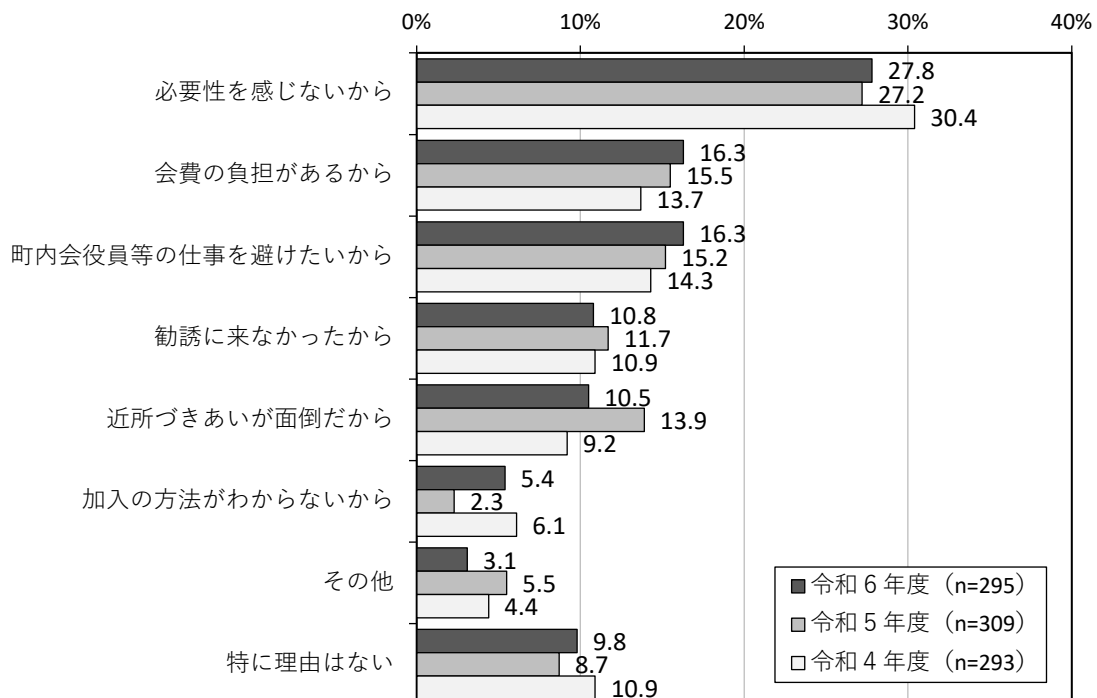
町内会に「加入している」と回答した人の割合は低下しており、令和6年度は50.4%となっています。

町内会に「加入していない」と回答した人にその理由をたずねたところ、「必要性を感じないから」が約30%で最も多く、次いで「会費の負担があるから」「町内会役員等の仕事を避けたいから」が続いています。

■町内会への加入状況



■町内会に加入していない理由（複数回答）



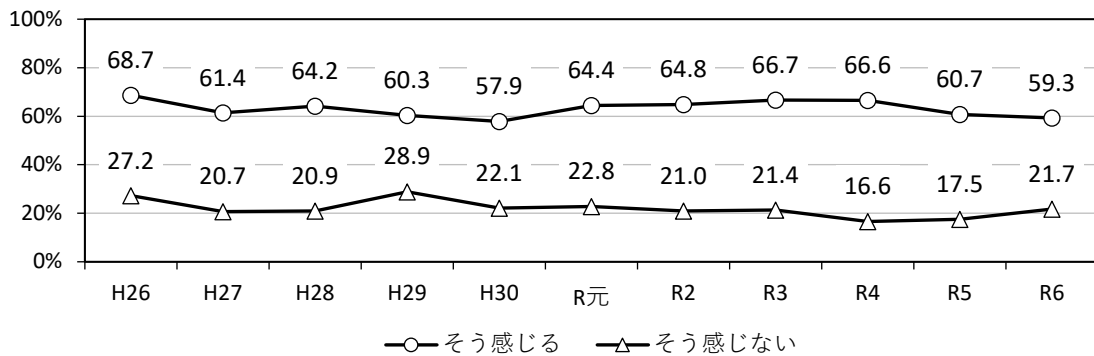
②福祉分野別の状況

地域や家庭で子どもが安心して育てられていると感じる人の割合は、おおむね横ばいで推移しており、令和6年度は59.3%となっています。

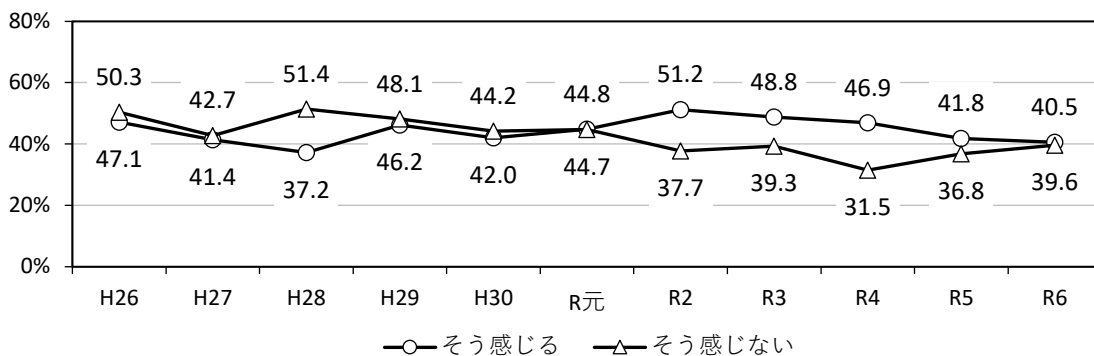
高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らしていると感じる人の割合は、令和2年度の51.2%から減少が続いており、令和6年度は40.5%となっています。

障がい福祉サービスが整っていると感じる人の割合は、平成28年度の51.4%から減少傾向で推移しており、令和6年度は32.3%となっています。

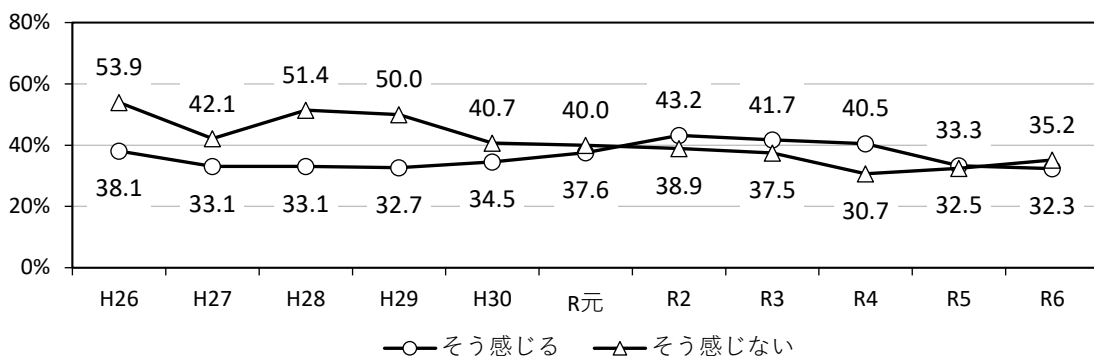
■地域や家庭で子どもが安心して育てられていると感じる人の割合



■高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らしていると感じる人の割合



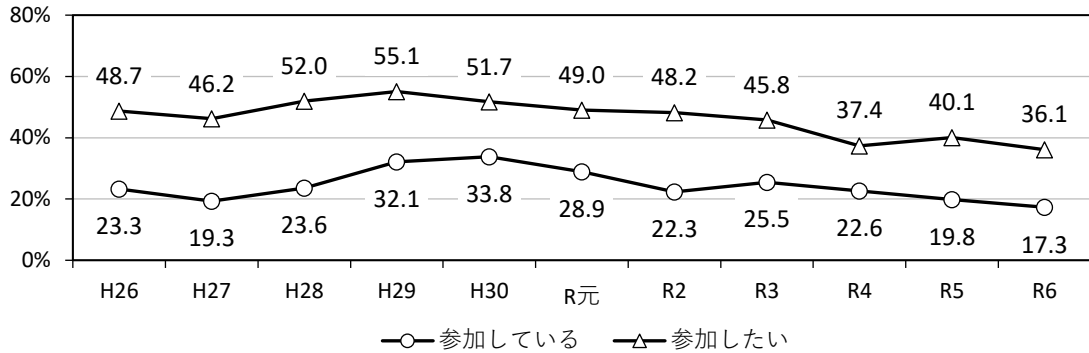
■障がい福祉サービスが整っていると感じる人の割合



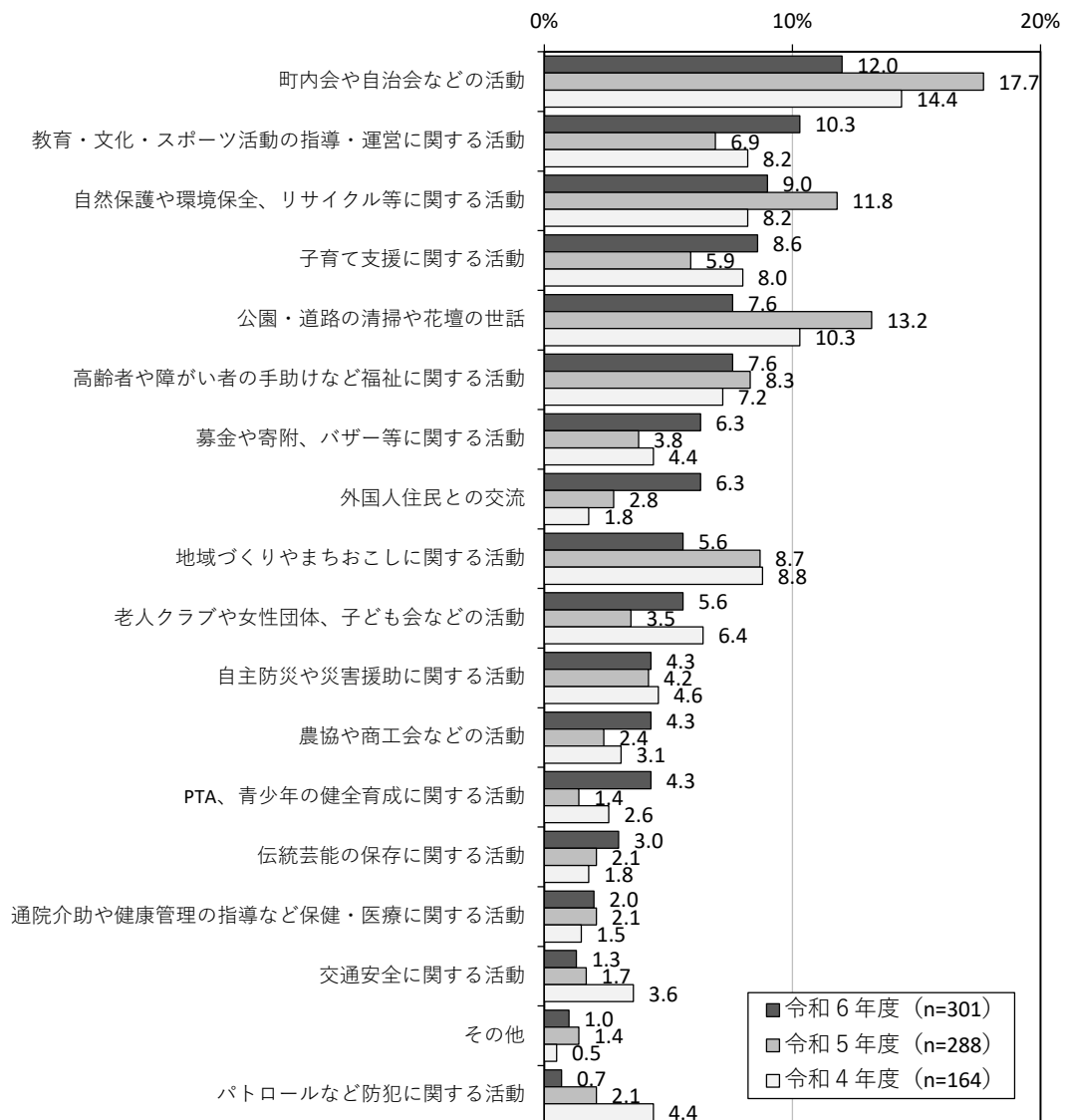
③地域活動・ボランティア活動の状況

地域活動・ボランティア活動への参加状況は、「参加している」「参加したい」とともに減少傾向で推移しています。参加したい地域活動等としては、令和6年度は「町内会や自治会などの活動」が12.0%で最も多く、次いで「教育・文化・スポーツ活動の指導・運営に関する活動」(10.3%)、「自然保護や環境保全、リサイクル等に関する活動」(9.0%)が続いています。

■地域活動・ボランティア活動への参加状況と今後の参加意向



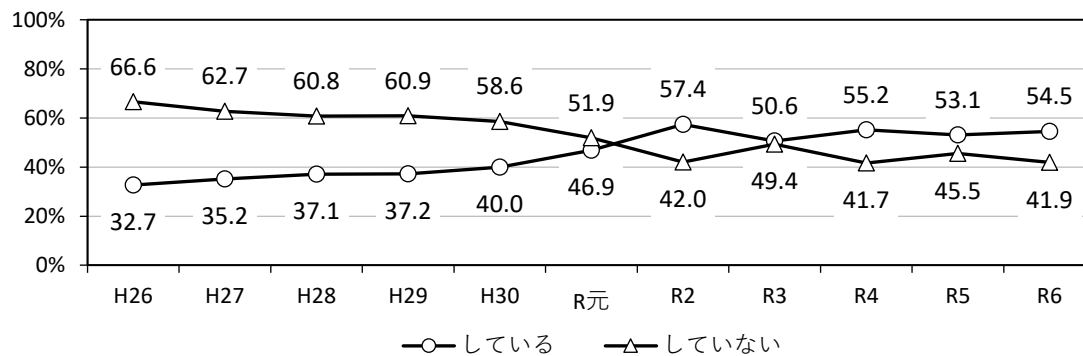
■参加したい地域活動等（複数回答）



④防災への備えの状況

日頃から家庭で災害（地震や風雪災害など）への備えをしている人の割合は、令和2年度までは増加傾向で推移していましたが、令和3年度以降はおおむね横ばいに推移しています。

■日頃から家庭で災害（地震や風雪災害など）への備えをしている人の割合



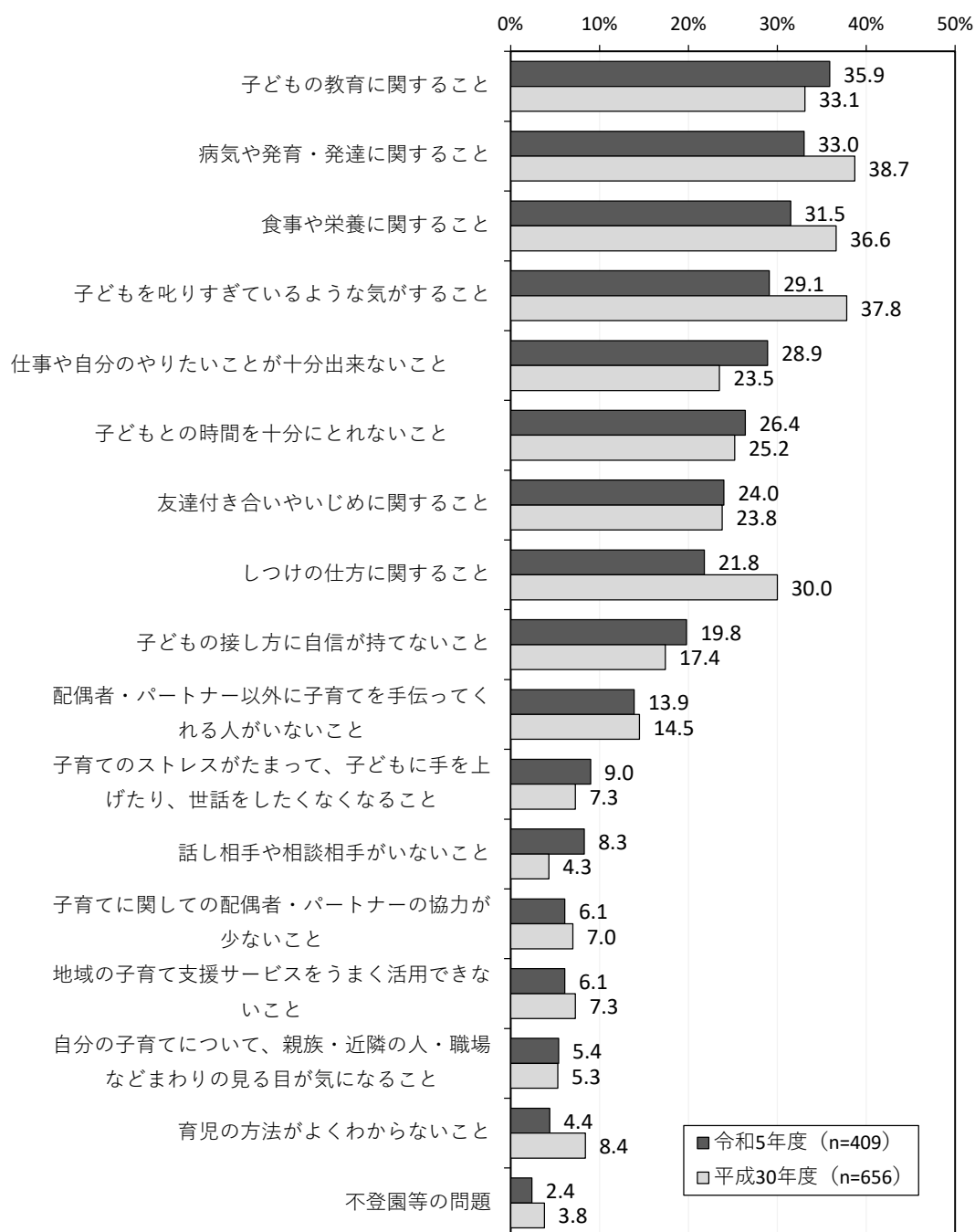
(2) 子ども・子育て分野アンケート

①子育てに関して悩んでいること

子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることをたずねたところ、令和5年度調査では、「子どもの教育に関すること」が最も高く35.9%、次いで「病気や発育・発達に関すること」が33.0%、「食事や栄養に関すること」が31.5%と続いています。

平成30年度調査との比較では、「病気や発育・発達に関すること」や「食事や栄養に関すること」、「子どもを叱りすぎているような気がする」、「しつけの仕方に関すること」などの項目が減少しています。

■子育てに関して悩んでいること（複数回答）



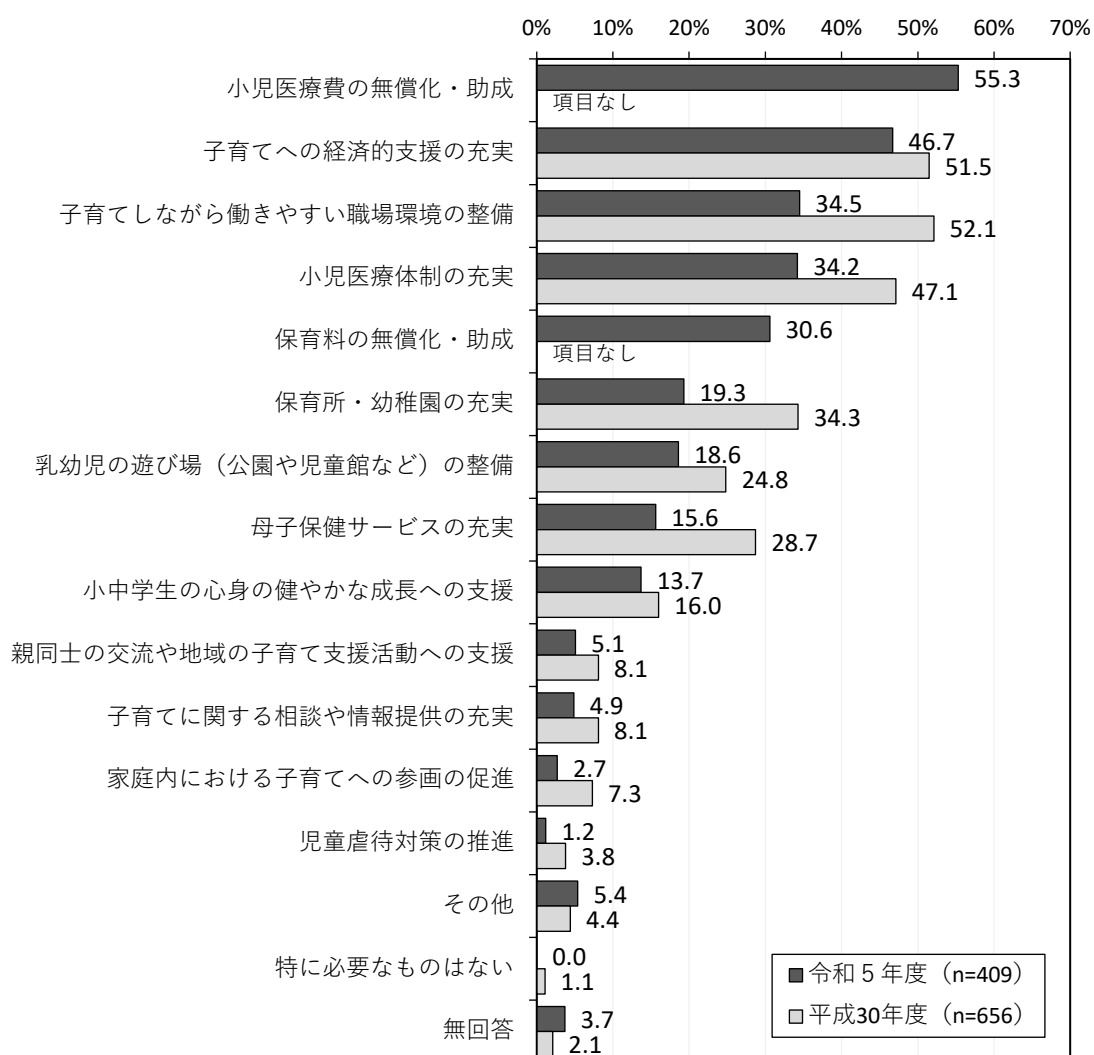
②子育てしやすいまちづくりのために重要な取組

子育てしやすいまちづくりのために、今後どのようなことが最も重要だと思うか、という問いに対し、「小児医療費の無償化・助成」の割合が最も高く55.3%、次いで「子育てへの経済的支援の充実」が46.7%と続いています。

平成30年度調査との比較では、平成30年度調査にはなかった項目である「小児医療費の無償化・助成」と「保育料の無償化・助成」を除くと、増加している項目はありません。

一方でほとんどの項目でその割合が減少しており、特に「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」と「保育所・幼稚園の充実」、「母子保健サービスの充実」、「小児医療体制の充実」などが大きく減少しています。

■子育てしやすいまちづくりのために重要な取組（複数回答）

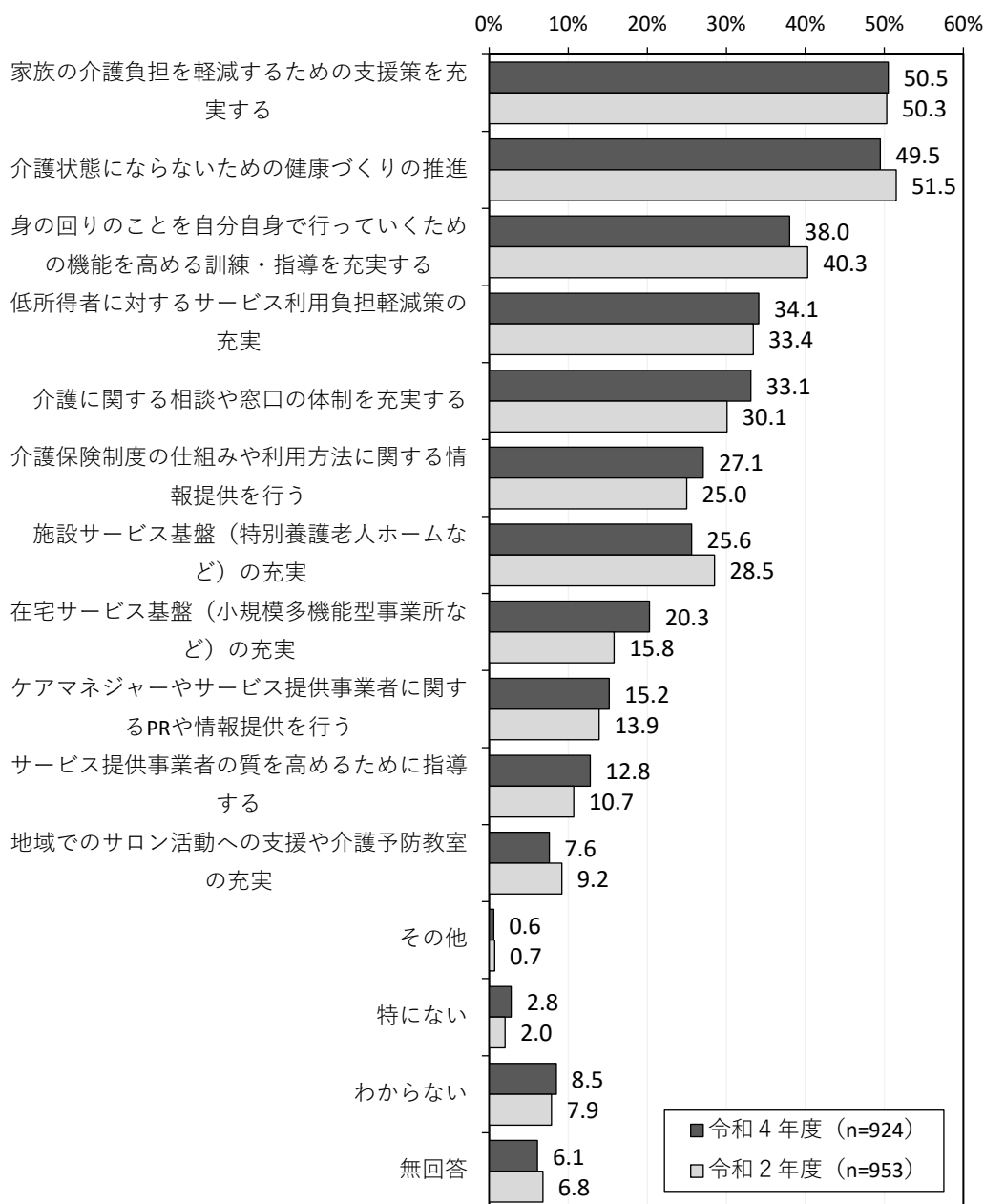


(3) 高齢者福祉分野アンケート

①介護保険制度として特に力を入れるべきこと

「家族の介護負担を軽減するための支援策を充実する」が50.5%で最も高く、次いで、「介護状態にならないための健康づくりの推進（49.5%）」、「身の回りのことを自分自身で行っていくための機能を高める訓練・指導を充実する（38.0%）」と続いています。

■介護保険制度として特に力を入れるべきこと（一般高齢者向け／複数回答）

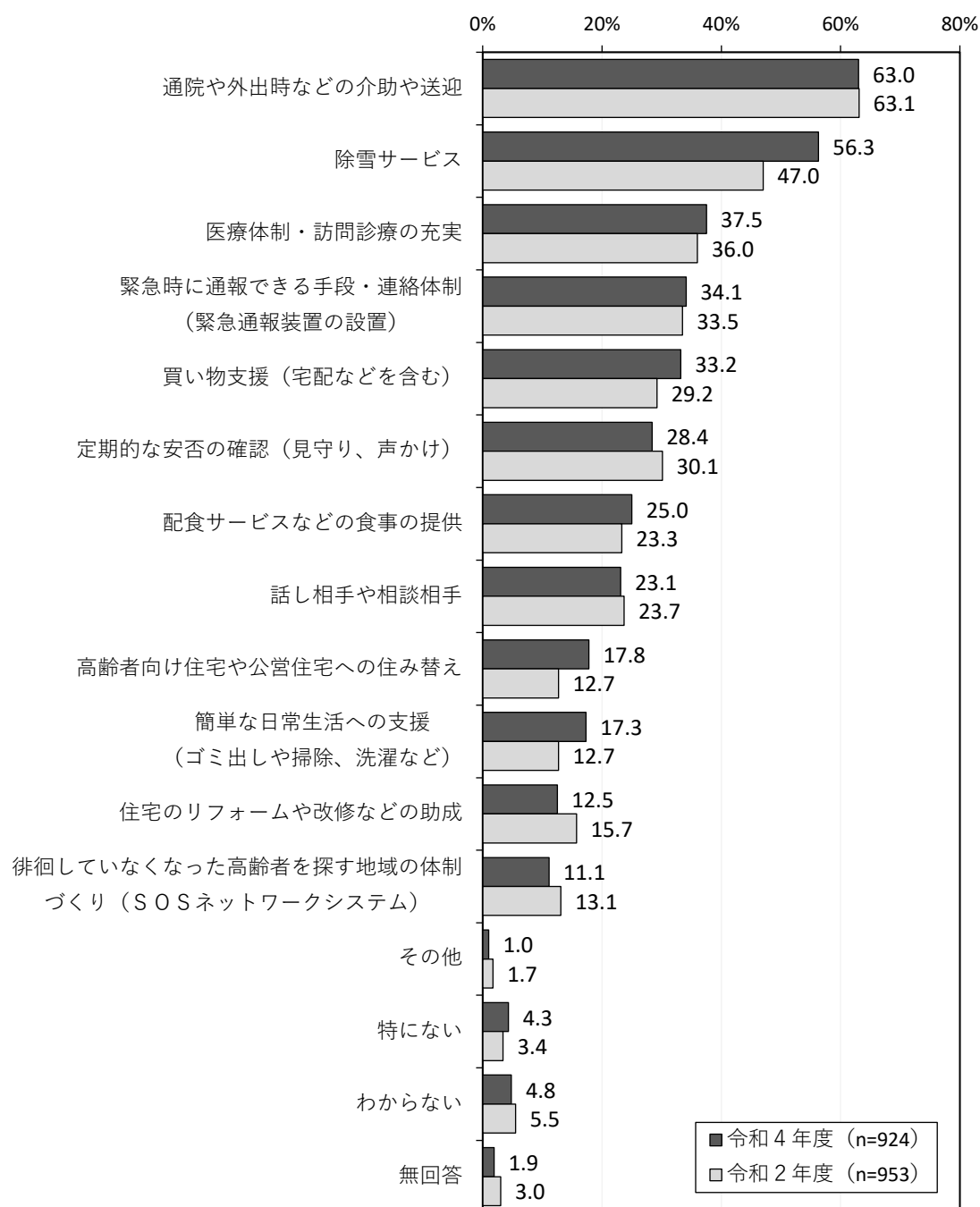


②身近な地域や自宅での生活を続けていくために特に必要なこと

「通院や外出時などの介助や送迎」が63.0%で最も高く、次いで、「除雪サービス(56.3%)」、「医療体制・訪問診療の充実(37.5%)」と続いています。

また、令和2年度調査と比較すると、「除雪サービス」が10ポイント近く増加しています。

■身近な地域や自宅での生活を続けていくために特に必要なこと（一般高齢者向け／複数回答）



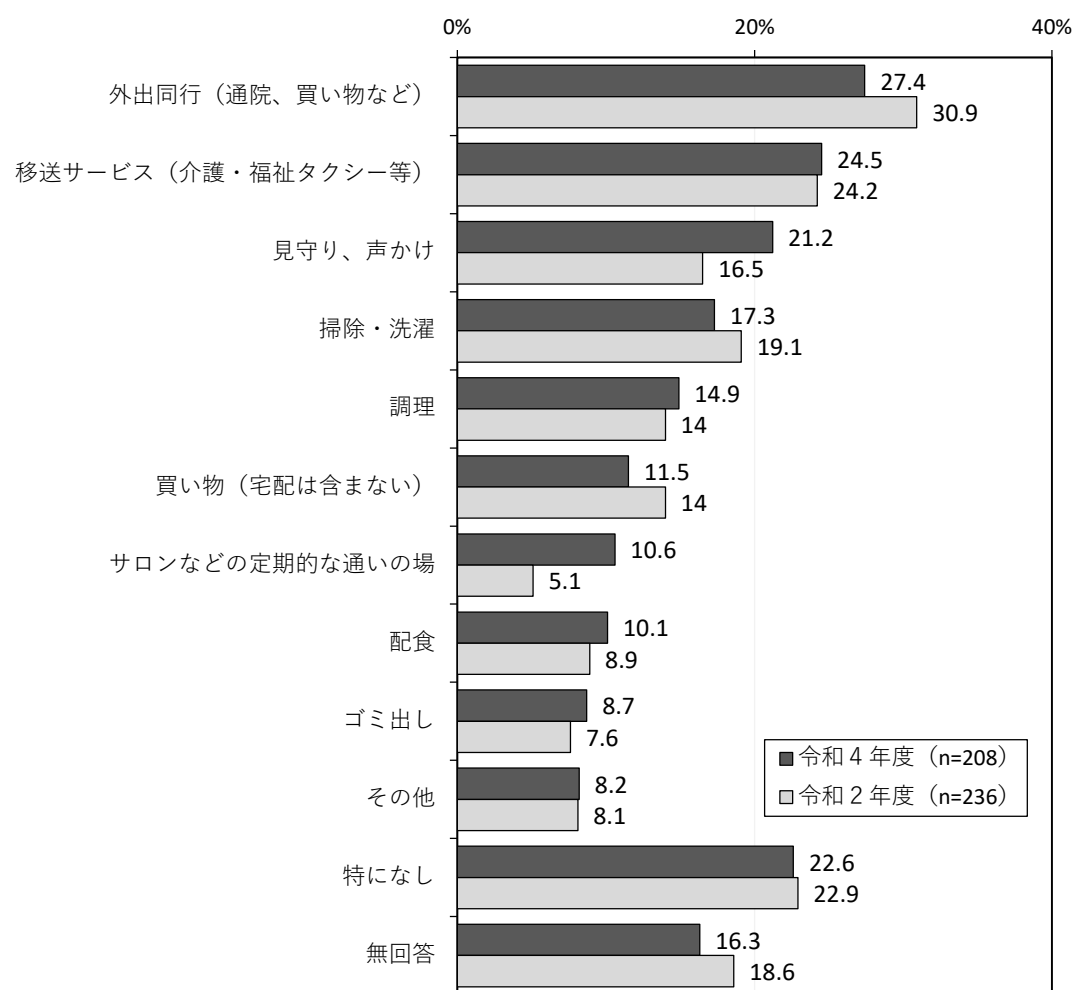
③在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて

在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスで、「特になし」「無回答」を除くと、約6割の方が何らかの支援・サービスの利用、もしくはさらなる充実を希望していると考えられます。

特に、「外出同行（通院、買い物など）」、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」といった外出に係る支援・サービスの利用に対する希望が多くみられました。

外出に係る支援・サービスは、「買い物」や「サロンへの参加」など、他の支援・サービスとの関係も深いことから、「外出に係る支援・サービス」を充実させていくことが重要であると考えられます。

■在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（在宅介護者向け／複数回答）

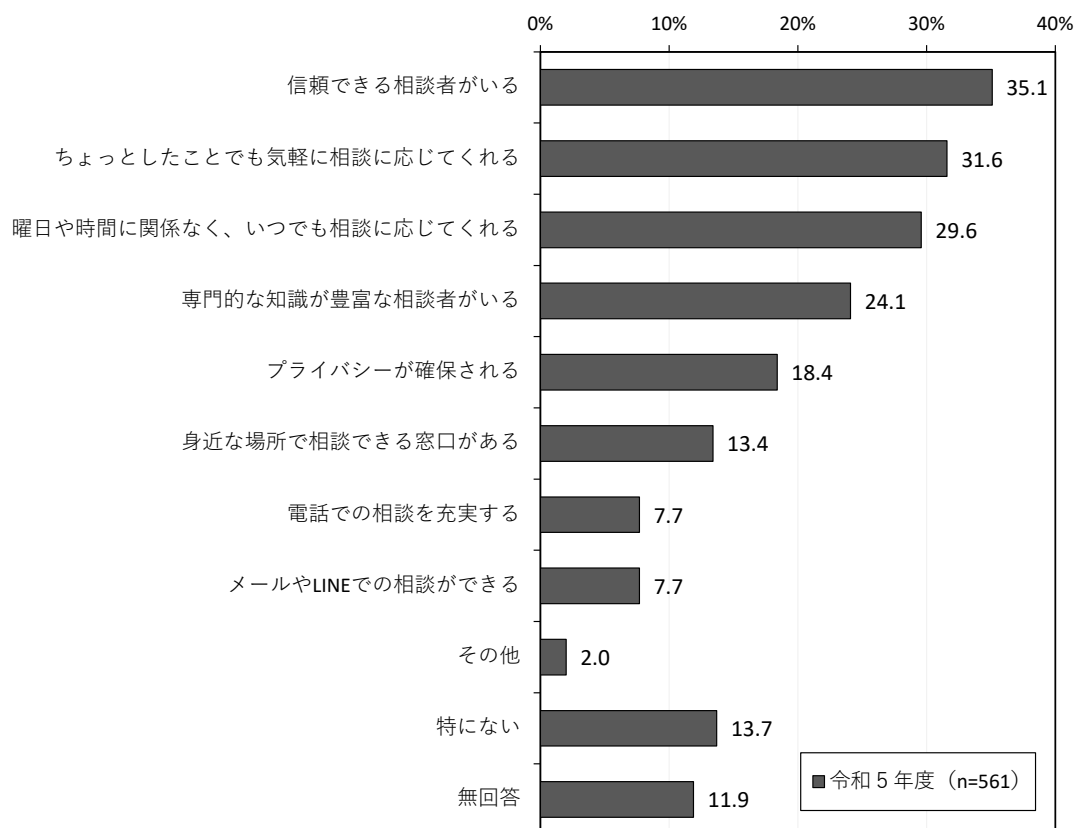


(4) 障がい者福祉分野アンケート

①相談しやすい体制をつくるために必要なこと

「信頼できる相談者がいる」が35.1%で最も高く、次いで、「ちょっとしたことでも気軽に相談に応じてくれる(31.6%)」、「曜日や時間に関係なく、いつでも相談に応じてくれる(29.6%)」と続いています。

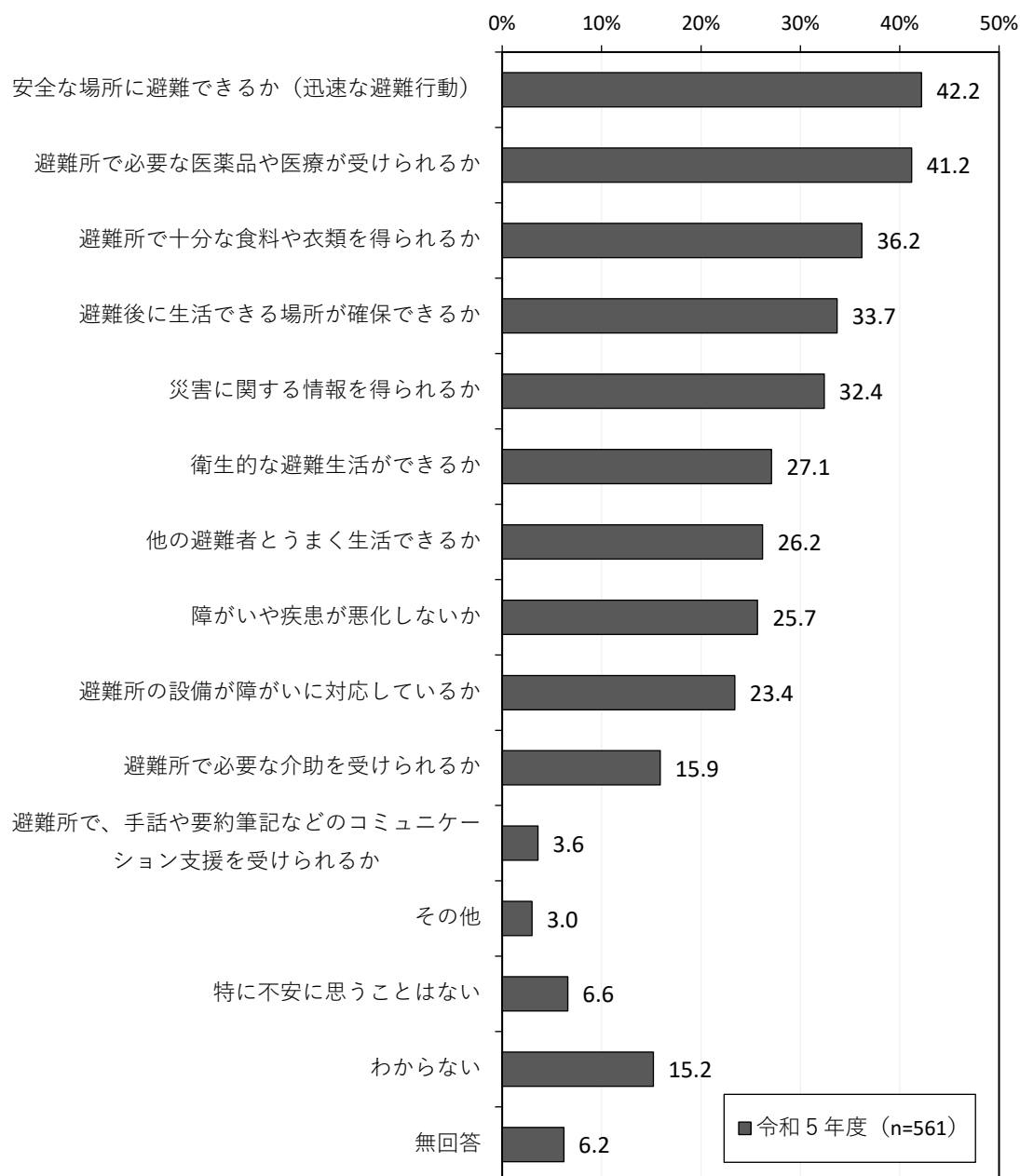
■相談しやすい体制をつくるために必要なこと（18歳以上／複数回答）



②災害時に不安に思うこと

「安全な場所に避難できるか（迅速な避難行動）」が42.2%で最も高く、次いで、「避難所で必要な医薬品や医療が受けられるか（41.2%）」、「避難所で十分な食料や衣類を得られるか（36.2%）」と続いています。

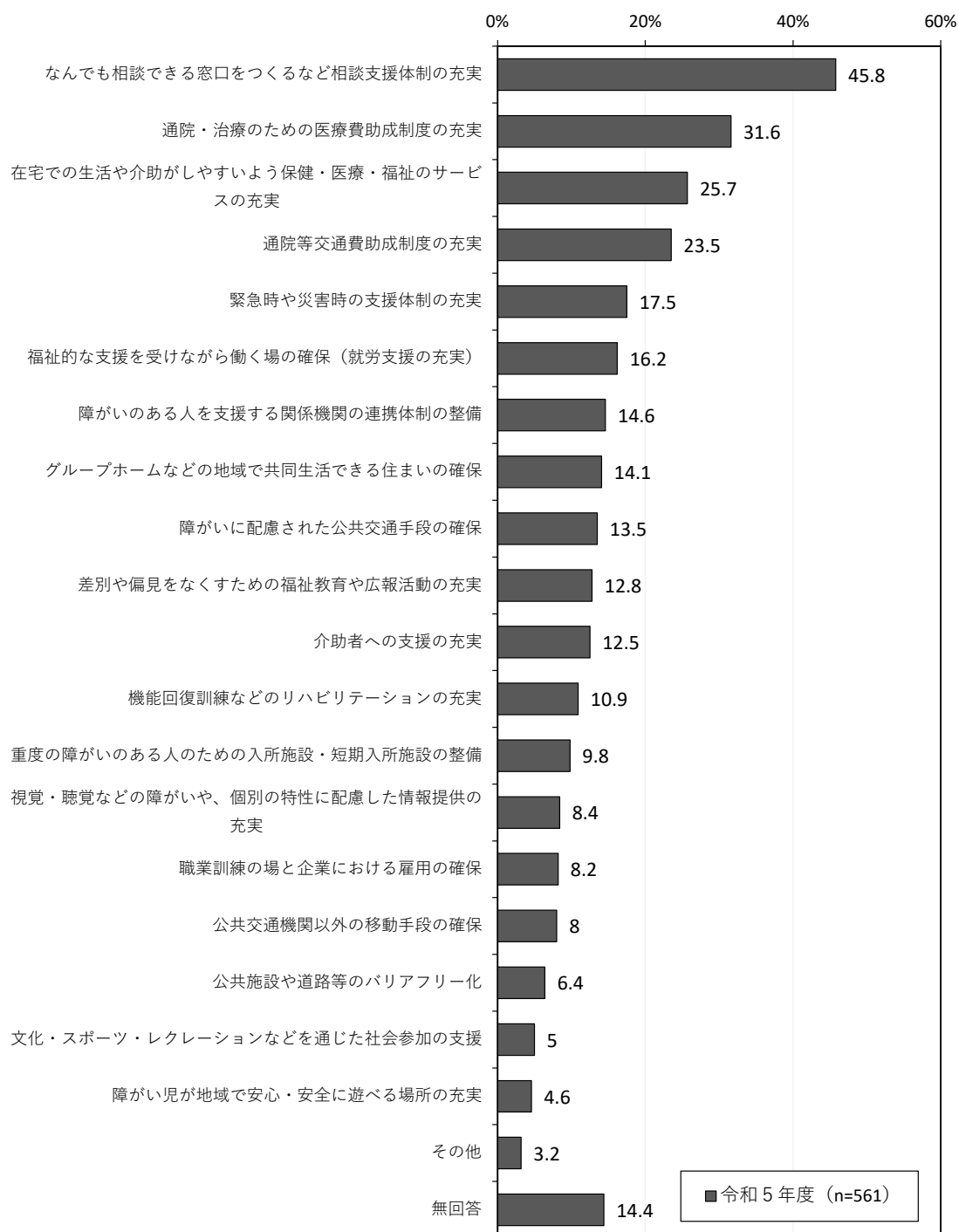
■災害時に不安に思うこと（18歳以上／複数回答）



③暮らしやすいまちづくりのために力を入れるべきこと

「なんでも相談できる窓口をつくるなど相談支援体制の充実」が45.8%で最も高く、次いで、「通院・治療のための医療費助成制度の充実（31.6%）」、「在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実（25.7%）」と続いています。

■暮らしやすいまちづくりのために力を入れるべきこと（18歳以上／複数回答）



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本町では、高齢化の進行とともに世帯の小規模化や高齢者のみの世帯割合の増加が確実に進んでいます。また、社会経済状況の大きな変動の中、個人の価値観やライフスタイルの多様化も進んでいます。このほか、人口減等による担い手やボランティア人材の不足が見込まれています。

家族や地域における「つながり」が薄れつつある現在、高齢者や子どもたち、障がいのある人たち等、地域に暮らす人々が、地域を構成するかけがえのない一人として生活していくためには、すべての住民が住み慣れた家庭や地域において、お互いを思いやる心を持ち、ともに助けあうことが大切です。そして、特定の人が特定の人を「支える」一方向の関係ではなく、「支えあう」双方向の関係を築き、その関係性を深めていくこと、中標津らしい福祉の環境を維持することが重要です。

本計画の上位計画である「第7期中標津町総合計画」では、「空とみどりが人をつないでいくまち 中標津 ～住みたいまち 住み続けたいまち～」を将来像に掲げ、福祉分野の基本目標として「安心と生きがいを感じるまちづくり」を設定し、様々な福祉施策を推進してきました。

これらの将来像や福祉分野の基本目標を念頭に置くとともに、「つながり」と「支えあい」をキーワードとして、本計画の基本理念を下記のとおり設定します。

《基本理念》

**「つながり」と「支えあい」で
みんなが安心して暮らせるまち なかしべつ**

今後ますます多種多様となる地域課題に対して、地域の様々な資源や人材をつなげ、手に手を取り合い助けあうことができる地域社会の実現が求められます。

これまで以上に町民が地域の一員として活躍しながら、できるだけ長く愛着のある地域で「自分らしい生活」を続けられるまちを目指し、「つながり」と「支えあい」を大切にしながら、安心して暮らせるまちを目指します。

2. 基本目標

本町では、計画の基本理念である『「つながり」と「支えあい」でみんなが安心して暮らせるまちなかしべつ』を実現するために、次の3つの基本目標を設定します。

基本目標1 支えあいがつなげる福祉の基盤づくり

地域福祉の大切さについて、住民に継続して啓発します。世代を超えて様々な住民が知りあい、地域での活動等への一歩につながるよう参加の機会・きっかけづくりとともに、人づくりに取り組みます。

また、町民全員が自分にあった方法でともに支えあい、気負うことなくボランティア活動等に参加できるような動機付けや方策などを検討し、支えあい活動への幅広い町民の参加を推進します。

基本目標2 福祉サービスにつながる仕組みづくり

町民が気軽に相談できる相談体制の拡充、相談機能の強化を図るとともに、関係機関と連携し、利用者が必要とするサービスに容易にアクセスできるよう分かりやすい情報提供に努めます。

また、障がいのある人や高齢者などの様々な生活ニーズに対応し、住み慣れた地域で継続して生活できるよう、包括的な支援の体制整備を図ります。

そのため、支援を行う事業の充実、保健・医療・介護・福祉の関係機関の連携体制を強化するとともに、サービス提供事業者や介護支援専門員相互の連携を支援します。

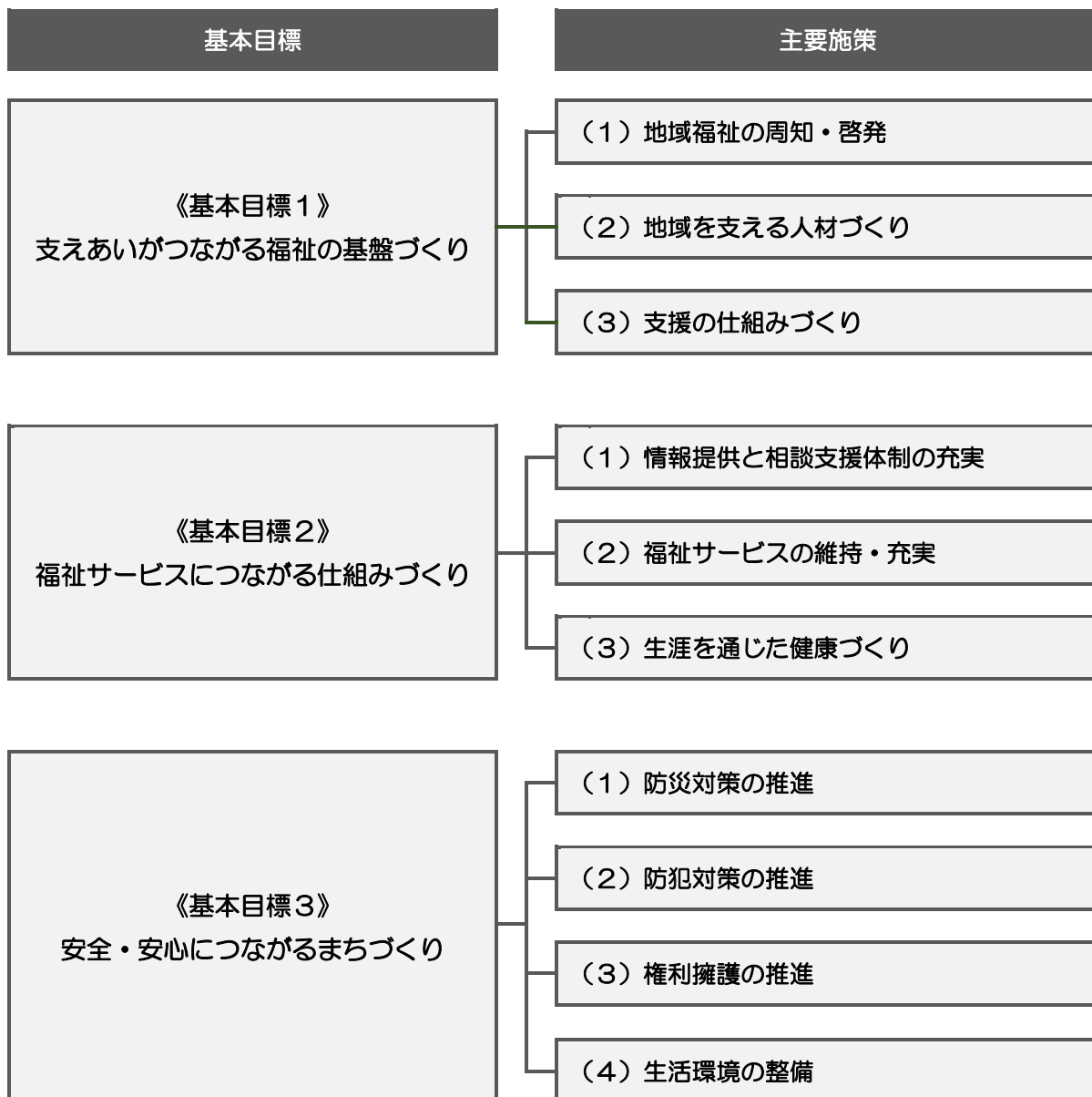
基本目標3 安全・安心につながるまちづくり

すべての町民が住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるように、災害発生時において支援を要する高齢者、障がいのある人、乳幼児等いわゆる要配慮者への支援を含めた地域での防災体制の整備拡充に努めます。

また、町民のいのちと暮らしを守り、誰もが暮らしやすい環境づくりに向け、権利擁護や再犯防止対策の取組を推進するとともに、利用者に配慮したハード整備や地域交通の充実に努めます。

3. 施策の体系

「つながり」と「支えあい」で みんなが安心して暮らせるまち なかしべつ



4. 重点施策と取組目標

本計画の計画期間において重点的に取り組む施策を次のとおり定めます。

重点施策

1

自助・共助の意識向上を通じた地域防災力の向上

行政による防災対策を計画的に推進するとともに、自分の身を自分で守る「自助」の意識向上と、地域で助けあう「共助」の体制の充実を図ります。

《主な取組・事業》

- 様々な媒体を活用した町民に対する防災知識の普及・啓発
- 地域防災リーダーや防災士等との連携による自助・共助の周知・啓発

《参考：中標津町総合計画での成果指標》

指 標	基準値	中間実績	目標値
日頃から家庭で災害への備えをしている人の割合 (まちづくり町民アンケート)	57.4% (令和2年度)	54.5% (令和6年度)	70.0% (令和12年度)

重点施策

2

地域福祉を担う人材の育成と活動支援

民生委員・児童委員をはじめ、社会教育士や生活支援コーディネーター、地域防災リーダー、地域コーディネーターを配置し、地域福祉を担う人材の確保や活動支援を行います。

《主な取組・事業》

- 町内会や町民活動団体、民生委員・児童委員等の活動支援
- 人材育成に向けた研修や講座の実施支援

《参考：中標津町総合計画での成果指標》

指 標	基準値	中間実績	目標値
地域活動・ボランティア活動に参加している人の割合 (まちづくり町民アンケート)	22.3% (令和2年度)	17.3% (令和6年度)	25.0% (令和12年度)

重点施策

3

情報提供と相談支援体制の充実

支援やサービスが必要な人が必要な情報を得て、必要なサービスを利用できるよう、分かりやすい情報提供に努めるとともに、相談体制の充実を図ります。

《主な取組・事業》

- 様々な媒体を活用した福祉サービスに関する情報提供
- 身近な相談窓口の充実と専門機関との連携強化

《参考：中標津町総合計画での成果指標》

指 標	基準値	中間実績	目標値
高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らしていると感じる人の割合 (まちづくり町民アンケート)	51.2% (令和2年度)	40.5% (令和6年度)	60.0% (令和12年度)

5. 地域福祉を担う各主体の役割

(1) 町民の役割

個人の尊厳が尊重され、多様性を認め合うことができる地域社会をつくり出していくためには、住民参加による地域づくりを推進していくことが重要です。また、これからは、個人の生活課題と向きあう中で、地域の課題を主体的に捉える意識も求められています。

そのため、あいさつや声かけ、地域で困っている人のことを気にかけるなど、身近なところから心がけ、町内会への加入や地域活動への参加など主体的に地域福祉の活動に加わりましょう。

(2) 企業の役割

企業は、生活に必要なサービス等の提供や地域住民の雇用の受け皿、地域の一員として地域福祉活動に参画していく社会貢献の役割など多様な機能を担っています。

企業自身が地域社会の一員として地域福祉活動に積極的に参加するとともに、従業員が仕事と家庭を両立させながら、地域活動などにも参加できるような職場環境を整備することも期待されます。

また、高齢者や障がいのある人等が活躍できる場を提供するなど、社会貢献活動の積極的な推進が求められます。

(3) 町内会及び町民活動団体の役割

町内会等の地域団体やNPO法人、任意団体、ボランティア団体等の町民活動団体は、各団体の特性を活かしながら、各々の活動を実践し、地域福祉を推進していくことが求められます。

特に住民に身近な団体としての特長を活かして活動する中で地域の課題を把握し、団体間の連携・協力、さらには中標津町社会福祉協議会や行政との協働により、地域の課題解決に向けて取り組むことが期待されます。

(4) 福祉サービス事業者の役割

福祉サービス事業者は、地域における重要な社会資源として、福祉サービスの実施や質の確保、情報提供だけでなく、地域住民・地域団体からの相談を通じて、相談者やその世帯が抱える生活課題を把握し、必要に応じて適切な機関につないでいくことが求められています。

また、民生委員・児童委員、町内会など他の主体との連携を図るとともに、行事参加等を通じ、地域の一員として積極的に関わる中で、事業者の有する知識や技術を地域に提供していくことが期待されます。

(5) 社会福祉協議会の役割

中標津町社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図る中核として、計画推進にあたっては町民や各種団体と協働するとともに、行政との調整役としての役割を担っています。

そのため、地域福祉実践計画における施策の充実を図り、必要に応じて見直し、計画を着実に推進します。

(6) 行政の役割

行政は、町民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

そのため、町民、ボランティア・NPO団体、福祉サービス事業者、中標津町社会福祉協議会などの関係機関や団体の役割を踏まえながら、相互に連携や協力を図り、地域福祉活動を促進させるための支援を行います。

また、保健・医療・福祉・介護の関係各課のほか、教育分野、建設分野、防犯・防災分野などの庁内関係各課との連携を強化し、総合的に地域福祉を推進していきます。

第4章 施策の展開

基本目標1 支えあいにつながる福祉の基盤づくり

(1) 地域福祉の周知・啓発

《現状と課題》

近年は一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉の分野においても、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域の住民が役割を持ち、支えあいながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助けあいながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

本町では福祉意識の向上に向けて、小中学校における「総合的な学習の時間」、「特別な教科 道徳」、「特別活動」の学習や体験により、児童生徒の思いやる心や慈しむ心の醸成を図っています。

また、障がいのある人もない人も子どもから高齢者まで、誰もが自由に気軽に集える場所として共生型交流センターを設置しているほか、障がいのある子どもない子どもお互いにふれあう機会として「中標津町フレンドリーサマーキャンプ」を開催しており、これらの取組を通じて、ボランティア精神の醸成やノーマライゼーション※14の理念の普及に努めています。

しかし、今後も人口減少や高齢化の進展による地域活動の低下が見込まれるほか、近隣との付き合いや地域への関心も薄れてきている背景もあり、地域に暮らす住民一人ひとりが人と人とのつながりを大切に、地域福祉への理解促進や近隣との付き合いの大切さを再認識していくことが福祉意識の充実のために求められています。

■障がい者向けアンケート自由意見より

- ◆可能であれば、施設に訪問したり、関係者の方から、お話を聞くなど、また、色々なことに質問などが出来るような行事があれば、いいなと思っています。

《取組の方向》

住民の福祉に対する意識・認識の向上を図るとともに、お互いを理解し尊重し合う心を育むため、子どもの頃からの福祉教育をはじめ、住民の様々な交流や学びの機会等を通じて福祉教育を推進し、福祉の心を啓発します。

※14 ノーマライゼーション

障がいのある人や高齢者など、誰もが特別扱いされることなく、地域の中でともに暮らし、普通の生活を送ることができる社会こそが本来あるべき姿である、という考え方のこと。

《具体的な取組》

取組の主体	取組内容
町 民	<p>○近所付き合いや助けあいを大切にしましょう。</p> <p>○子どもが思いやりや助けあいの心を育むことができるよう、福祉を学ぶ機会があったら親子で参加しましょう。</p> <p>○共生型交流センターで開催されるイベント等に積極的に参加しましょう。</p>
企 業	<p>○従業員向けに福祉に関する講座を開催しましょう。</p>
町内会 町民活動団体	<p>○誰もが参加しやすい交流の場を提供するなど、地域住民が交流する場をつくりましょう。</p> <p>○共生型交流センターを活用して、町民が交流することができるイベント等を開催しましょう。</p>
福祉サービス 事業者	<p>○既存のイベントや活動を継続するとともに、魅力ある取組を検討して実施しましょう。</p>
社会福祉協議会	<p>○福祉に関する情報提供と社会福祉協議会の理解を深めるために、社協だよりやホームページ等を活用して情報を発信します。</p> <p>○団体や学校、企業などの希望により、福祉に関する講座を行います。</p> <p>○中標津町総合福祉センター（プラット）を適切に維持管理し、町民の健康づくりや交流活動の場を提供します。</p>
行 政	<p>○広報紙や町ホームページ、パンフレット等を活用して、地域福祉に関する情報提供や啓発について分かりやすく、積極的に行います。</p> <p>○道徳・心の教育・福祉教育等を充実し、子どもの頃から継続的な福祉に対する理解と、意識の醸成を図ります。</p> <p>○「中標津町フレンドリーサマーキャンプ」を開催し、児童・生徒がお互いを理解し尊重し合う心を育みます。</p> <p>○共生型交流センターの運営を通じて、誰もが自由に気軽に集い、交流することができる場所を提供します。また、共生型交流センターの入りくさの改善に努めるとともに、イベント等の情報発信を行います。</p>

(2) 地域を支える人材づくり

《現状と課題》

地域の課題が多様化・複雑化する中、中標津町社会福祉協議会や町内会をはじめとする関係団体は、住民に身近な地域団体として様々な活動を行っています。

これらの団体の活動が今後も継続・発展できるよう、場の提供や運営支援等を通じて活動を支援していくことが行政に求められています。

本町では、中標津町社会福祉協議会や民生委員・児童委員の活動に対する側面支援を通じて、福祉を支える人材づくりを推進しているほか、町民が自主的に推進するまちづくり活動や地域づくり活動に対して、コミュニティ助成事業や地域福祉事業推進補助金などの支援も行ってきました。

また、人材育成の一環として町民ファシリテーター※15を養成し、町民と行政との対話の場に町民ファシリテーターを積極的に活用する等、対話による協働のまちづくりを推進しています。

併せて、社会教育士※16や生活支援コーディネーター、地域防災リーダー※17、地域コーディネーター※18などの配置を通じて、人材の確保と人材のつなぎ役を担っていただいています。

本町においても他の自治体の傾向と同様に地域福祉活動や町内会活動の担い手の高齢化や固定化が進んできているため、今後も多様な方法によって福祉活動への参加を呼びかけ、担い手の発掘や育成、活動団体等の支援を充実させることが求められます。

さらに、町内会への加入促進だけでなく、時代のニーズに即した行政と町内会における連携のあり方を整理し、行政と、町民・団体・企業、町外在住の方を含めた連携の体制づくりを進め、地域コミュニティを築いていく必要があります。

■まちづくりを考える懇談会より

- ◆町内会の会員割引制度は皆さんが町内会のために頑張ってもらい感謝している。郡部地区も対象となり嬉しい。是非このような取り組みが続けば良いと思う。
- ◆ごみ収集に関して、中標津町は家の前まで収集に来てくれるが、これは他町と比べると贅沢。
- ◆町内会加入率が全道で中標津町が一番低いと目にした。一方で、加入率が高い自治体があるのも事実だと思うので、その手法等をもっとPRしては？

※15 町民ファシリテーター

会議や話し合いの場において、参加者一人ひとりが発言しやすい雰囲気をつくり、議論の流れを整理しながら、合意形成や成果につなげる進行役を担う町民のこと。

※16 社会教育士

国が定める養成課程を修了することで得られる称号で、地域の学びや人づくり、つながりづくりを支援する専門的な知識や技術を身につけた人のこと。

※17 地域防災リーダー

防災に関する知識や技術を身につけ、日頃から住民への防災意識の啓発や防災訓練の企画・運営を行うとともに、災害発生時には避難誘導や安否確認など、地域の初期対応において指導的な役割を担う人のこと。

※18 地域コーディネーター

学校と地域のさまざまな人や団体・機関をつなぎ、地域と学校の連携・協働を推進する調整役を担う地域学校協働活動推進員のこと。

■まちづくりを考える懇談会より（続き）

- ◆町内会の隣組長は順番に担っている場合が多く、中にはしびしび引き受けている人がいるが、その中であって周囲から「この人しかいない」ということで熱量高く取り組んでいる人もいます。そういう人が適材適所で町の中で活躍できる仕組みがあったらいいと思っている。

■町民ワークショップより

- ◆町内会に入るメリットが伝わる仕組みがあればいいな。
- ◆町内会で若い人が役員になってほしい。
- ◆お祭り等で世代間の交流イベントがあれば楽しい。
- ◆お祭りは多くの町民が集まる。⇒町内会対抗のイベントを開催する。
- ◆若い人は人間不信が多い。⇒お互いを知る。アサーティブな関係。
- ◆孤立することなく「つながり」を持てる関係。

《取組の方向》

地域福祉の中心的な団体である中標津町社会福祉協議会をはじめ、町内会や町民活動団体、民生委員・児童委員等の活動を支援するとともに、近隣自治体や圏域の関係機関との連携を強化して、協働で地域課題の解決に取り組みます。

また、地域の様々な課題を地域で解決する取組が展開されるよう、地域のリーダーやボランティア等の育成を図るとともにその活動の場づくりを行います。

《具体的な取組》

取組の主体	取組内容
町 民	○地域の見守り活動に参加しましょう。 ○自分ができる範囲で、近所で支援を必要としている人の見守りを行いましょう。 ○「助けてもらう力」を身に付けて、困ったときに助けてもらいましょう。
企 業	○従業員に対して地域ボランティア活動への参加を促しましょう。
町内会 町民活動団体	○サロン活動や居場所づくりを通じて、地域福祉を担う人材づくりを推進しましょう。 ○人材の発掘活動等を通じて、なり手が少なくなっている民生委員・児童委員の確保を応援しましょう。 ○団体等が行っている活動内容の周知に努め、その活動を広げましょう。
福祉サービス 事業者	○施設や事業所の専門職（介護士、社会福祉士など）を地域活動の講師やアドバイザーとして地域の活動に協力しましょう。
社会福祉協議会	○福祉に関係する団体活動の活発化を図るため、団体の事業に対して助成を行います。

取組の主体	取組内容
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○町における福祉の中心的担い手である社会福祉協議会の活動を支援します。 ○役場や社会福祉協議会と町民をつなぐ役割を担う民生委員・児童委員制度の周知を図るとともに、民生委員・児童委員の活動を支援します。 ○地域福祉活動の単位の一つとなる、町内会への加入を促進するとともに、助成金の給付を通じて町内会活動を支援します。 ○なかしべつ町民活動ネットワークとの連携により町民ファシリテーターを養成します。また、町民ファシリテーター登録制度や行政計画策定への参画等を通じて、町民ファシリテーターの活躍の場を提供します。 ○社会教育士や生活支援コーディネーター、地域防災リーダー、地域コーディネーターを配置し、地域活動を担う人材の確保や活動支援を行います。 ○地域活動を担うリーダーなどの人材育成に向けて、活動にあたって必要となる技能を習得し向上できるよう、様々な分野の研修や講座の実施を支援します。

(3) 支援の仕組みづくり

《現状と課題》

地域で安心して暮らすことのできる社会を実現するため、地域支援体制の整備を推進するとともに、地域福祉活動・交流の場の環境の整備など、「公助」「互助・共助」を中心とした環境づくりが必要とされています。

本町では、中標津町社会福祉協議会が設置しているボランティアセンターや、「ふれあい・いきいきサロン事業」などの取組を通じて、町民同士の支えあいの取組を推進しているほか、生活支援コーディネーターを配置して身近な地域での支えあいを推進し、支え上手・支えられ上手の地域づくりを進めています。

また、民生委員・児童委員等との連携により地域の見守り活動を推進しているほか、民間事業所と見守り協定の締結を通じて高齢者等の見守り体制を構築しています。

今後も、これらの支えあい活動や見守り活動を町民に周知していくとともに、その充実を図ることが求められます。

併せて、社会福祉法人や民間事業所では恒常的な人材不足を補うため外国人職員の受け入れを行っており、今後も外国人職員の受け入れは継続されることが見込まれます。

そのため、地域の一員として外国人を迎え入れる環境づくりと支えあいの促進に向けて、多文化共生の取組をより一層進めていく必要があります。

■まちづくりを考える懇談会より

- ◆主体性のある人は、だまってでもボランティアに参加してくれるが、「ちょっと自分からは」と思っている人でも募集していたら「自分でも力になれるのでは」と考え参加してくれることもあるのでは。お金をかけないで、困り事一つ一つに対して手伝ってもらおうという仕組みを作れば良いと思う。

■高齢者向けアンケート自由意見より

- ◆今般の物価の上昇によって、経済状況が低下する方々が増え、サービス利用や医療などをひかえる人が増えるため、その様な人々の早期把握や声かけ等の地域体制の充実が必要と思います。

■町民ワークショップより

- ◆老人クラブや地域サロンと児童館の合体！
- ◆子どもから高齢者まで全世代が交流できる場。
- ◆移住者が話しやすく人間関係ができる場、何気ないおしゃべりができる場があれば。

《取組の方向》

地域福祉に関する情報の提供を行い、地域福祉活動への参加のきっかけとして、地域を知る機会や交流の場をつくり、様々な世代の住民の参加を促進します。

また、各団体との連携を深め、ボランティアの普及・充実、見守り体制の推進、多文化共生社会の実現をはじめとする支えあいの仕組みづくりに努めます。

《具体的な取組》

取組の主体	取組内容
町 民	○ボランティア活動に積極的に参加しましょう。 ○どのような困り事をボランティアに頼むことができるのか情報を入手しましょう。
企 業	○従業員に対して、地域ボランティアへの参加を促しましょう。 ○交流の場や居場所づくりに協力しましょう。
町内会 町民活動団体	○高齢者や子育て世代など、誰もが気軽に集える交流の場をつくりましょう。 ○地域の困り事などボランティアニーズの把握に努め、ボランティアセンター等につなぎましょう。
福祉サービス 事業者	○施設や事業所の専門職（介護士、社会福祉士など）を地域活動の講師やアドバイザーとして地域の活動に協力しましょう。【再掲】

取組の主体	取組内容
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアセンターを運営し、ボランティア希望者と活動者のマッチングやボランティア保険の手続き、ボランティアに関する相談や活動の支援を行います。 ○短時間でできるボランティアなど、参加しやすいボランティアの創出に努めます。 ○ボランティア活動や地域福祉活動のプログラムづくりへの一助となるよう、勉強会や講座等を開催します。 ○「ふれあいいいきサロン」に対して支援を行います。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会が運営するボランティアセンターの活動を支援します。 ○町内会、町民活動団体、ボランティア、福祉サービス事業者など地域で活動する様々な団体間の相互連携を図り、包括的な支援体制を構築します。 ○町内の事業所等と協定を締結し、高齢者の見守り活動等を推進します。 ○不登校児童生徒を支援するため、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策を推進します。 ○外国人が町や地域について知る機会をつくとともに、地域活動等への参加を促します。

基本目標２ 福祉サービスにつながる仕組みづくり

(1) 情報提供と相談支援体制の充実

《現状と課題》

各種福祉分野の法制度の改定を背景に福祉サービスが複雑化しており、町民にとっては適切な福祉サービスを選択し利用することが難しくなっており、支援を必要とする人が適切に福祉サービスを利用できるよう、情報提供や相談支援体制の充実が求められています。

本町では、中標津町役場内に地域包括支援センターを設置しているほか、福祉・保健の各分野における相談窓口を設置しており、その連携により総合相談窓口機能を担保していますが、複合的課題の解決に向けて、外部の相談機関も含めて今後も連携を強化していく必要があります。

また、本町では福祉サービスや母子保健に関する情報を窓口で提供するだけでなく、広報紙や町ホームページへの掲載、各種パンフレット類の配布など、様々な方法で情報の提供を行っています。

一方、視覚障がいのある人やインターネットを利用できない人など様々な人への情報提供環境は十分とはいえず、高齢者からはインターネットの使い方を支援してほしいという声も聞かれます。

そのため、日常的に情報に接する機会の少ない町民に対しても、制度やサービスの情報を分かりやすく提供するとともに情報取得に対する支援を行うことで、必要な福祉サービスの利用へとつないていくことが必要です。

■高齢者向けアンケート自由意見より

- ◆町には諸々のサービスメニューがあり、実施しているのかもしれないが、こちらに伝わらない。こちらから聞きに行けば教えてもらえるのだろうが、もっと町からのPRがあれば助かると思います。
- ◆現在、一人で生活しています。年令の割には元気だと自負していますが、しかしいざ介護となると、初めに相談する機関がどこなのか知りません。

■町民ワークショップより

- ◆介護サービスを受けたがらない人がいる。
⇒福祉サービスの説明会、福祉サービスの体験制度
- ◆病院でサービスの案内を充実させて、情報不足の人を発生させない仕組みをつくる。
- ◆町主催のスマホ教室を開催し、情報弱者を減らそう。

《取組の方向》

各種福祉制度の改正等が行われている中、支援やサービスが必要な人が必要な情報を得て、必要なサービスを利用できるように、その人の状況にあった情報提供に努めます。

また、関係機関と協力し、いつでも気軽に相談できる体制づくりをさらに進めるとともに、多様化・複雑化する課題の解決に対応できる包括的な支援体制づくりを進めます。

《具体的な取組》

取組の主体	取組内容
町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○行政や社会福祉協議会、関係機関から提供される福祉サービスに関する情報に関心を持ち、理解を深めましょう。 ○相談窓口や福祉サービスに関する情報を必要としている人がいたら、自分が知っている情報を教えてあげましょう。 ○SNS※¹⁹等を活用して福祉サービスに関する情報を入手しましょう。また、入手した情報をできる範囲で情報発信しましょう。
企 業	<ul style="list-style-type: none"> ○従業員に対して、地域の福祉サービスや相談窓口に関する情報を提供しましょう。
町内会 町民活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ○回覧板等を活用して、行政や社会福祉協議会からの福祉サービスに関する情報を住民に周知しましょう。
福祉サービス 事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○サービスの利用を検討している方や家族に対し、分かりやすい言葉で制度やサービス内容、利用条件などを丁寧に説明しましょう。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉に関する情報提供と社会福祉協議会の理解を深めるために、社協だよりやホームページ等を活用して情報を発信します。【再掲】 ○相談窓口を設置し、福祉に関わる相談を受け付けます。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙や町ホームページ、パンフレット、SNS等を活用して、福祉サービスに関する情報提供を行います。 ○福祉サービスの相談窓口に関して、どこでどのような相談ができるか情報発信を行います。 ○プライバシーに配慮して気軽に相談ができる場づくりに努めます。 ○役場、地域包括支援センター、社会福祉協議会など身近な相談窓口の充実を図るとともに、これら相談窓口や専門機関との連携により、多様化する課題に対する包括的な相談支援体制の整備を図ります。 ○各種情報発信ツールが誰にでも見やすくなるよう、内容の分かりやすさや情報アクセシビリティへの配慮に努めます。 ○誰もがデジタル機器を活用できるよう、インターネットやスマートフォンの講習会の開催を検討します。

※19 SNS

「Social Networking Service」の略で、インターネットを通じて人と人とがつながり、情報のやり取りや交流ができるサービスの総称のこと。代表的なものにLINE、X（旧Twitter）、Instagram、Facebookなどがある。

(2) 福祉サービスの維持・充実

《現状と課題》

核家族化の進行やライフスタイルの多様化により、子育てや介護等の福祉サービスに対するニーズはますます複雑化し、増大することが見込まれます。

しかしながら、賃金水準が低調であることや、業務の過酷さなどの要因により人材の確保が難しい事態となっています。

本町では、保健福祉職養成修学資金貸付制度や高校生や主婦層などを対象に介護職員初任者研修の開催、中標津町介護保険事業者協議会との連携による職場体験の受け入れや合同企業説明会の開催など新たな人材の確保に努めてきました。

しかし、本町における福祉人材は慢性的に不足している状況にあり、担い手不足は今後さらに深刻化する可能性があります。

今後も住民が安心して暮らせるよう、既存の福祉サービスを維持させることをはじめとして、圏域でのサービス利用の円滑化や、地域の実情に応じた福祉ニーズに適合した生活支援サービスを展開することが求められています。

■まちづくりを考える懇談会より

- ◆町内の認定こども園はどこも老朽化している。町予算の関係もあると思うが、子育て世帯が安心して子育てができる環境を町全体で考えていかなければならないと思う。

■まちづくり町民アンケート自由意見より

- ◆中標津には障がいのある人の働く場所が出来ればよいと思いました。
- ◆福祉サービス等整っていて、色々と利用できる施設もあるが、自分から進んで動かない高齢者の方は家に引きこもりがちで友達も少ない事が多くもったいないと感じます。そういう方への声かけを周りが気軽にできる町になれば良いと日々感じています。

■障がい者向けアンケート自由意見より

- ◆中標津町にはせっかく支援学校があるのに、その後の生活の受け入れ先が少ないと感じる。(グループホームや障がい者支援施設等)

■町民ワークショップより

- ◆短い時間、一時的に子どもを預ける場所が少ない。
- ◆障がいのある人の生活介護がなくて困っている。
- ◆子ども食堂を拡充。介護予防と子ども食堂がともに活動。
- ◆高齢者の家の雪かき、草取りを若い世代に助けてもらう。(例、中高の運動部など)

《取組の方向》

利用者のニーズに対応した適切なサービスが提供されるように、福祉サービスの充実・維持を図り、利用者が本町で暮らし続けることのできる環境の確保に努めます。

併せて、福祉に関わる人材の確保・育成を図るとともに、多様化・複雑化する利用者ニーズに対応できる福祉人材の養成を支援します。

《具体的な取組》

取組の主体	取組内容
町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○町内で利用できる福祉サービスに関する情報を収集しましょう。 ○福祉サービスを提供する職業や職種にどのようなものがあるか関心をもちましょう。
企 業	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人の雇用に関して、相談先や利用できる支援について情報を入手しましょう。 ○職場において障がいのある人を雇用しましょう。
町内会 町民活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ○回覧板等を活用して、行政や社会福祉協議会からの福祉サービスに関する情報を住民に周知しましょう。【再掲】
福祉サービス 事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○研修や勉強会等を開催し、職員の資質向上を図りましょう。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防・地域支援事業（ともぞう倶楽部）の提供体制を確保します。 ○社会福祉協議会が所有する福祉用具や備品を短期間無償で貸し出します。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険サービスや障がい福祉サービス、子育て支援サービスなど公的なサービスの提供体制を維持するため、福祉サービス事業者の活動を支援するとともに、保健福祉職養成修学資金貸付制度を通じて人材確保への支援を行います。 ○福祉サービスのイメージアップを図るため、パネル展や相談会などの開催を支援します。 ○道徳・心の教育・福祉教育等を充実し、子どもの頃から継続的な福祉に対する理解と、意識の醸成を図ります。【再掲】 ○介護現場の生産性向上に向けて、ICT※20の活用を含めた先進技術の情報提供をはじめ、業務効率化や負担軽減に向けた取組への支援を検討します。 ○町が実施している生活支援サービスについて周知を図るとともに、生活支援コーディネーターの活動を通じて、地域における新たな福祉ニーズの把握に努めます。 ○生活困窮者等の一人ひとりの実情を踏まえ、本人の自立に向けた支援をなかしべつ生活サポートセンター「よりそい」など関係機関と連携して行います。

※20 ICT

「Information and Communication Technology」の略で、パソコンやスマートフォン、インターネットなどを活用して情報のやり取りや共有を行う技術の総称のこと。

(3) 生涯を通じた健康づくり

《現状と課題》

いつまでも心身ともに健康で生き生きと過ごしていくためには、一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、運動や健全な食生活など健康増進のための取組を積み重ねることが大切です。

また、高齢化の進展、疾病構造の変化により、生活習慣病の増加や要介護者の増加が予想される中、日常的な生活習慣の改善や健（検）診の受診等、将来にわたる健康づくりに向けた住民意識の向上と主体的な取組がますます重要になっています。

また、子どもの健康や障がいは、早期発見の取組と正しい知識の普及に向けた取組が求められています。

本町では、中標津町健康づくり推進計画を策定し、地域や関係機関と一体となって町民一人ひとりの健康づくりを支援する取組を推進していますが、高血圧や男性の肥満、飲酒量、喫煙率などが町の健康課題となっています。

今後も各世代を通じて健康に過ごせるよう、個人の「自分の健康は自分で守る」という健康意識の向上や安心して生み育てられる地域づくりと併せて、食生活や運動などの生活習慣の改善を図っていく必要があります。

■健康づくり町民アンケート自由意見より

- ◆親子で参加できるスポーツのイベント等があれば嬉しいです。
- ◆年齢別で運動する機会（イベント）があったらうれしいです。
- ◆農家なので仲間づくりがむずかしい。体育館主催で体力づくり、運動のイベントがありそれがグループ活動になれば良いと思っている。
- ◆検診の無料クーポンとかありがたいです。受けてみようというきっかけになります。

《取組の方向》

すべての町民の健康づくりに向けて、健康増進、食育、望ましい生活習慣の確保を図るための施策・事業を推進し、健康寿命の延伸を図ります。

母子、成人、高齢者を通じた各種健診や相談支援を通じて、疾病や障がいの予防と早期発見による適切な支援につなぐとともに、健康に関する正しい知識の普及に努めます。

また、町民のこころの健康づくりと併せて、地域における自殺予防のネットワークづくりを通じて、「誰も自殺に追い込まれることのない中標津町」の実現を目指します。

《具体的な取組》

取組の主体	取組内容
町 民	<p>○子どもから高齢者まで、それぞれの年代に応じた健康づくりの知識を身に付けましょう。</p> <p>○太陽の光を浴びる、睡眠時間を十分にとるなど、気軽にできる健康づくりの取組を実践しましょう。</p> <p>○困ったときには気軽に人に相談してみましょ。また、困っている人がいたら自分ができる範囲で相談に乗りましょ。</p> <p>○人に知られたくない悩みや心の健康づくりに関する相談先について情報を入手し、困ったときには些細なことでも相談してみましょ。</p> <p>○自殺対策を考える人材の育成や子どもが自分の心と体を守るための取組など自殺予防の取組に関心を持ち、勉強会や講座等に参加ましょ。</p>
企 業	<p>○従業員の心と体の健康づくりに配慮ましょ。</p> <p>○長時間労働の削減やメンタルヘルスケア対策、ハラスメント対策などを適切に行いましょ。</p> <p>○従業員のいつもと違う様子や行動に気づき、声掛けや傾聴を行うとともに、必要に応じて支援機関につなぎましょ。</p>
町内会 町民活動団体	<p>○体操などの簡単な健康づくり活動を地域で実施ましょ。</p> <p>○地域の人の様子に気を配り、異変を感じたときには声掛けや傾聴を行うとともに、必要に応じて支援機関につなぎましょ。</p>
福祉サービス 事業者	<p>○リハビリ専門職（理学療法士、作業療法士など）による介護予防教室の開催や地域への指導に協力ましょ。</p>
社会福祉協議会	<p>○中標津町総合福祉センター（プラット）を適切に維持管理し、町民の健康づくりや交流活動の場を提供ましょ。【再掲】</p>
行 政	<p>○町民が健康に関する正しい知識を得られるよう、広報紙や町ホームページ等を通じて健康に関する情報提供を行います。</p> <p>○食・食生活に対する正しい知識の普及を図るとともに、関係機関と連携し、食育の推進を図ります。</p> <p>○母子の健康を推進するため、妊娠期から乳幼児・学童・思春期における心身の健康保持・増進に向けた支援を行います。</p> <p>○生活習慣病の予防のために、各種健診の機会の提供や受診率の向上を図り、疾病の早期発見・早期治療や重症化予防を図ります。</p> <p>○関係機関との連携により予防接種率の向上を図るとともに、新型コロナウイルスや感染症等の対策強化を図ります</p> <p>○自殺対策を考える人材の育成や関係機関と連携した自殺予防対策を図ります。</p>

基本目標3 安全・安心につながるまちづくり

(1) 防災対策の推進

《現状と課題》

住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるように、災害発生時において避難等に支援を要する高齢者、障がいのある人、乳幼児等いわゆる避難行動要支援者への支援を含めた地域での防災体制の充実が求められています。

本町では、中標津町地域防災計画に基づき、災害対策について総合的かつ計画的な推進を図っています。避難行動要支援者名簿の整備・更新と個別避難計画の作成を進めているほか、地域防災リーダー養成講座を開催し、地域の防災活動の中心となっただけの方の養成を行っています。さらに、防災学習や出前講座等を開催し、町民の防災意識と地域防災力の向上を図っています。

まちづくりアンケートの結果をみると、日頃から災害への備えをしている町民の割合は平成26年度から増加傾向で推移し、令和2年度には57.4%まで上昇しましたが、その後はおおむね横ばいに推移しており、今後も町民に対する防災・減災に関する周知・啓発活動を継続していく必要があります。

■まちづくり町民アンケート自由意見より

- ◆大きな災害が増えているが明日は我が身と思います。
- ◆防災バッグを用意しようと思いつつできていない。
- ◆多少の備えはしているが、まだ足りないと思う。

■高齢者向けアンケート自由意見より

- ◆災害時に情報を得たいが、やり方がわからないのでスマホ教室を開いて欲しい。

《取組の方向》

地域において安心して暮らせるよう、災害に強いまちづくりを計画的に進めるとともに、災害時に支援が必要な人を把握するとともに災害時の避難等を支援する仕組みの充実を図ります。

また、町民への防災・減災に関する周知・啓発活動を継続するとともに、自主防災組織の結成促進など、地域における防災力の向上を支援します。

《具体的な取組》

取組の主体	取組内容
町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○防災ハンドブックや洪水・土砂災害ハザードマップを確認しましょう。 ○防災に関する知識や情報を学び、災害に対する自助力を高めましょう。 ○災害が発生したときの避難場所や連絡方法などについて家族で話し合いましょ。 ○災害が発生しても数日間は過ごすことができるよう、最低3日、できれば1週間分の災害備蓄品を用意しておきましょう。また、避難する際に必要となる非常用持ち出し品も準備しておきましょう。 ○地域の防災訓練に積極的に参加しましょう。
企 業	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時に被害を最小限に抑えるため、事業継続計画（BCP）^{※21}を策定しましょう。 ○災害発生時に従業員の安否確認や避難誘導を適切に行うことができるよう、防災訓練を実施しましょう。
町内会 町民活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ○平時から見守り・声かけを行いましょ。 ○地域における災害発生時の危険箇所を確認しましょ。 ○地域の防災力を高めるため、自主防災組織の結成に努めましょ。
福祉サービス 事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時に被害を最小限に抑えるため、業務継続計画（BCP）を策定しましょ。 ○災害発生時に福祉サービス利用者や従業員の安否確認、避難誘導を適切に行うことができるよう、防災訓練を実施しましょ。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○災害ボランティアセンターの設置・運営訓練と準備を推進します。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙や町ホームページ、防災ハンドブック等を活用して、町民に対する防災知識の普及・啓発を図ります。 ○地域防災リーダーや防災士等と連携をとりながら、自助・共助の必要性、家庭での備えの重要性を訴え、日頃から家庭で災害への備えをしている町民の割合の向上を図ります。 ○災害時の確実な情報伝達に向け、多言語を含めた様々な手段での情報伝達を図るとともに、地域コミュニティ組織との連絡体制の整備強化を図ります。 ○庁内関係各課や関係機関と連携して避難行動要支援者の把握に努めるとともに、個別避難計画を策定します。 ○防災用資機材や災害時備蓄品の整備を推進します。 ○地域における防災・減災に向けた啓発活動を推進し、自主防災組織の育成に努めます。

※21 事業継続計画（BCP）

「Business Continuity Plan」の略で、地震や台風などの自然災害、感染症の流行といった緊急事態が発生した際に、重要な事業やサービスを中断させない、または中断しても可能な限り早く復旧させるために、あらかじめ対応方針や手順を定めた計画のこと。

(2) 防犯対策の推進

《現状と課題》

近年は高齢者等を狙った犯罪、悪質な商法、あるいは親族をかたった特殊詐欺等だけでなく、SNSを通じて知らないうちに若者が犯罪の加害者・被害者になってしまうケースや警察官をかたる詐欺などその手口はますます多様化・巧妙化しており、様々な年齢層に被害が拡大しています。

このような状況の中、本町では、町民が犯罪被害に遭わないために、町内会を中心とした自主防犯活動、犯罪状況等の町民への情報提供をはじめ、高齢者・障がいのある人に対する被害防止のための福祉の視点からの取組を支援してきました。

■まちづくりを考える懇談会より

◆街灯が切れているものが多いので早めに確認してほしい。

■まちづくり町民アンケート自由意見より

◆パソコンやスマホに来るメールや広告で、何が本当で何がニセモノか迷う時がある。

■町民ワークショップより

◆外に色々な世代の人がいることによって、見守りや防犯につながる。

《取組の方向》

地域における日常的な見守り活動を推進するとともに、消費者被害や特殊詐欺等も含め複雑化、悪質化する犯罪の被害に巻き込まれないよう、警察等と連携して、防犯に関する啓発活動と情報提供に努めます。

《具体的な取組》

取組の主体	取組内容
町 民	○短時間の外出でも必ず鍵をかけるなど、戸締りを徹底しましょう。 ○自宅周辺や通学路、公園などの日常的な見守り活動に協力しましょう。 ○北海道警察公式アプリ「ほくとポリス」など犯罪、不審者、特殊詐欺情報等を入手することができるアプリやSNSを活用しましょう。 ○屋外用センサーライトなどを活用して防犯対策を行いましょう。
企 業	○防犯に関する啓発活動に協力しましょう。 ○従業員への教育・研修を通じて防犯意識の向上を図りましょう。
町内会 町民活動団体	○地域における犯罪を未然に防ぐため、近所付き合いや声掛けを大切にしましょう。 ○防犯灯などの地域の防犯設備の維持管理を行いましょう。

取組の主体	取組内容
福祉サービス事業者	○職員に対して、高齢者や障がいのある人を狙った犯罪に関する研修を実施しましょう。
社会福祉協議会	○金融機関との連携により権利侵害の防止を図り、その後も必要に応じて各関係機関へ適切につないでいきます。
行政	<p>○地域の協力を得ながら、子どもたちの見守り活動やパトロール活動、交通安全の街頭活動などを今後も継続して実施します。</p> <p>○緊急情報メール、SNS等を活用し、町内で発生した犯罪や対策が必要な犯罪等の情報提供を速やかに行います。</p> <p>○社会を明るくする運動や、関係機関・団体と連携し防犯意識の高揚を図り、犯罪から町民を守る防犯活動を推進します。</p> <p>○防犯灯の省エネルギー化を図るとともに、夜間の犯罪発生の未然防止に向けた計画的な更新を行います。</p> <p>○町消費生活センターと関係機関の連携により消費者対策を推進するとともに、消費者の被害相談や救済等の相談窓口の充実と、消費生活に関する正しい情報の周知を図ります。</p>

(3) 権利擁護の推進

《現状と課題》

認知症や知的障がいのある人等の中には、財産の管理や日常生活で生じる契約など、判断が求められるときに、その判断能力が不十分のため不利益を被る人がいることが考えられます。また、いわゆる社会的弱者と呼ばれる人への近親者による虐待も年々増加傾向にあります。

このため、こうした人たちの権利を守るために、成年後見制度などを活用して、利用者の権利擁護をより一層充実していくことが求められています。

■障がい者向けアンケート自由意見より

- ◆今後の生活に不安なところは成年後見人制度に不安があることです。金銭のやりくりを補佐人には気軽に相談しにくいです。

《取組の方向》

認知症や知的・精神障がい等で判断能力が十分ではない人の人権・権利が尊重され、地域で自立して暮らせるように、権利擁護に関する周知・啓発を行います。

また、本人の権利を守り、地域での自立した暮らしを支援するための地域連携ネットワーク^{※22}の整備に向けた検討を進めます。

《具体的な取組》

取組の主体	取組内容
町 民	○人権や成年後見制度など、権利擁護に関する制度について学びましょう。 ○認知症サポーター ^{※23} 養成講座に参加しましょう。 ○社会福祉協議会が実施している成年後見制度に関する取組を知り、必要に応じて活用しましょう。
企 業	○権利擁護や虐待防止に関する研修を従業員に行いましょう。 ○認知症サポーター養成講座を開催しましょう。
町内会 町民活動団体	○活動の中で権利侵害やその疑いを発見した場合は、行政や関係機関につなぎましょう。

※22 地域連携ネットワーク

成年後見制度をはじめとする権利擁護の支援を必要とする方を、地域全体で適切に支えるために、関係する機関や団体が互いに連携・協力して構築するネットワークのこと。

※23 認知症サポーター

認知症について正しく理解し、認知症の方やそのご家族を地域で温かく見守り、支える応援者のこと。

取組の主体	取組内容
福祉サービス事業者	○職員に対して虐待防止研修を実施しましょう。
社会福祉協議会	<p>○成年後見制度を利用したくても、金銭的負担や親族の不在等の理由から後見人等の候補者を見つけることが難しい方を対象として、財産管理や身上保護といった支援を行います。</p> <p>○日常生活自立支援事業を実施し、判断能力が不十分な方への福祉サービス利用援助や金銭管理支援などを行います。</p> <p>○中核機関※²⁴（中標津町成年後見支援センター）の運営を通じて、成年後見制度を必要としている人への支援を行います。</p>
行政	<p>○保健福祉関連部署や福祉関係機関との連携により、虐待の早期発見・早期対応を行う体制づくりを推進します。</p> <p>○要保護児童対策地域協議会を開催し、虐待に関する個別ケース検討や情報共有などを図り、虐待の未然防止及び早期対応を図ります。</p> <p>○根室人権擁護委員協議会との連携により「女性のためのなんでも相談所」を開設し、夫やパートナーからの暴力など女性をめぐる人権問題の相談に応じます。</p> <p>○認知症や障がい等で判断能力が十分ではない人の権利を擁護するため、権利擁護及び成年後見制度等に関する周知・啓発を行います。</p> <p>○権利擁護を必要とする人を早期に発見・支援につなげるため、関係機関や地域住民が連携する地域連携ネットワークを構築します。</p>

※24 中核機関

成年後見制度の利用を必要とする方が、地域で適切に制度を利用できるよう、中心的な役割を果たす機関のこと。成年後見制度に関する相談の受付や、制度の利用に向けた手続きの支援、後見人の候補者の調整、後見人への継続的なサポートなどを行い、制度を必要とする方と支援をつなぐ地域の司令塔としての役割を担う。

(4) 生活環境の整備

《現状と課題》

高齢者や障がいのある人、子どもなど、誰もが安心・安全な生活を送れるようにするためには、ユニバーサルデザイン※25に基づく快適な環境づくりが求められています。

本町では、公共施設の更新や改修のタイミングに合わせて、建物のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化を推進してきましたが、建築年度が古い公共施設ではバリアフリー化を必要としている建物がまだ残っている状況にあります。

また、外出支援の面では、自力で通院が困難な高齢者や障がいのある人などの通院手段を確保するために移送サービスを提供していますが、生活の質を向上させるためには、通院に限らず買い物や趣味、文化活動など多様な活動に参加するための手段が必要となっています。

近年は路線バスをはじめ、人材難による運転手不足など地域公共交通における課題が浮き彫りとなっており、移動支援に対する期待も大きくなってきています。

地域で暮らす人たちが、社会活動や福祉活動、レクリエーションなど、様々な活動に自由に参加できるよう、安心して外出できる環境づくりが今後も求められます。

■まちづくりを考える懇談会より

- ◆高齢者が免許返納した後、通院等で中標津市街地に行かなければならない場合、中標津市街地と計根別の交通が将来どうなるのか知りたい。例えば、バス券があるとか高齢者用の介護タクシーを利用するとか。

■まちづくり町民アンケート自由意見より

- ◆高齢者ドライバーに対する運転免許証の返納呼びかけはあるが交通機関が不十分だと感じる。

■障がい者向けアンケート自由意見より

- ◆歩道が平らでなかったり、電柱が立っていたりするので、車イスでも移動しやすいような設計がされると良いと思います。
- ◆中標津町ではタクシーの予約を受けつけていないこと、夜間、早朝の営業がされていないことで不便を感じています。通院や突発的なことに対応する移動手段を確保できるシステムを望みます。

■町民ワークショップより

- ◆交通の便が悪い。⇒自動バスなどの新しい公共交通。カーシェアサービス。

※25 ユニバーサルデザイン

年齢や性別、障がいの有無、国籍、言語などに関わらず、できるだけ多くの人々が利用しやすいように、まちづくりや建物、製品、サービス、情報などの設計や仕組みを整えていくこと。

《取組の方向》

公共施設の計画的な改修に合わせて施設のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化を推進します。また、町民の外出支援の取組や移動手段の確保を継続するとともに、効率的かつ効果的な地域公共交通のあり方を検討します。

《具体的な取組》

取組の主体	取組内容
町 民	○路線バスやデマンド交通※26など公共交通機関を利用しましょう。
企 業	○職場のバリアフリー化に努めましょう。
町内会 町民活動団体	○回覧板等を活用して、行政からの地域公共交通に関する情報を住民に周知しましょう。
福祉サービス 事業者	○施設のバリアフリー化を図りましょう。 ○利用者の利便性向上に向けて、送迎サービスの提供に努めましょう。
社会福祉協議会	○車椅子、介護用ベッド、ポータブルトイレなどの福祉用具や備品を短期間無償で貸し出します。
行 政	○公共施設の計画的な建て替えや改修に合わせ、施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化を図ります。 ○安全な通行環境を確保するため、道路照明灯、道路反射鏡及び道路標示などの交通安全施設の適切な維持管理を行います。 ○自力で通院が困難な高齢者や障がいのある人などの通院手段を確保するために移送サービスを提供します。 ○地域公共交通の充実に向けて、路線バスの利便性向上に向けた路線再編や、町営バスの予約運行型のデマンド交通への転換を推進します。 ○タクシーチケットやバスチケット等、交通弱者の支援策を検討します。

※26 デマンド交通

利用者の予約や要望（デマンド）に応じて運行する乗り合い型の公共交通のこと。

第5章 成年後見制度の利用促進

（中標津町成年後見制度利用促進基本計画）

1. 計画の策定にあたって

（1）計画策定の趣旨

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が欠けるまたは不十分な方が金銭管理や契約を行う際に、成年後見人・保佐人・補助人が本人の意思を尊重しながら意思決定を支援し、本人の権利を守る制度です。

国は、成年後見制度が他の社会福祉制度とともに判断能力の不十分な高齢者や障がいのある人を支える重要な手段であるにもかかわらず、制度創設以来十数年経過しても十分に利用されていないことから、平成28年4月に成年後見制度の利用の促進に関する法律を公布しました。

この法律では、市町村は成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他必要な措置を講ずるよう努めることとされています。

中標津町成年後見制度利用促進基本計画（以下「促進計画」といいます。）は、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分ではない状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用促進を図るための計画として策定するものです。

（2）計画の位置付け

促進計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」に位置付け、本町における成年後見制度の利用促進に関する施策について定める計画として「中標津町地域福祉計画」と一体的に策定します。

（3）計画の期間

促進計画は、一体的に策定する「中標津町地域福祉計画」と同じく令和8年度から令和12年度までを計画期間とし、計画の最終年度である令和12年度に次期計画策定に向けた見直しを行うこととします。

■計画の期間

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
地域福祉計画					第2期地域福祉計画				
成年後見制度利用促進基本計画					成年後見制度利用促進基本計画				

2. 成年後見制度をめぐる現状

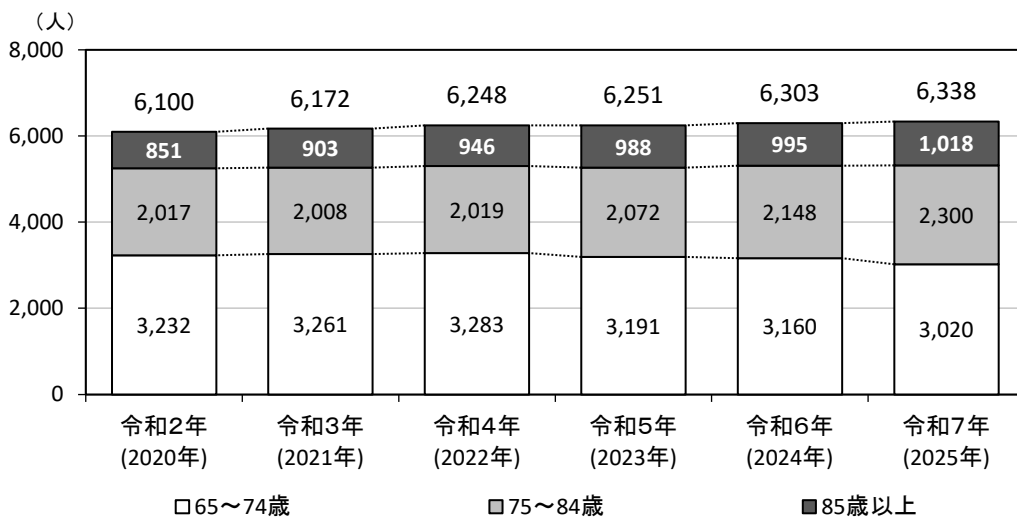
(1) 高齢者の状況

本町の高齢者数を年齢階級別で見ると、65～74歳の人口は減少していますが、75～84歳及び85歳以上は増加傾向で推移しています。

また、令和7年における年齢階級別の認定者数をみると、85歳以上が認定者数の半数以上を占めており、85歳以上に占める認定者数の割合（認定率）は52.6%となっています。

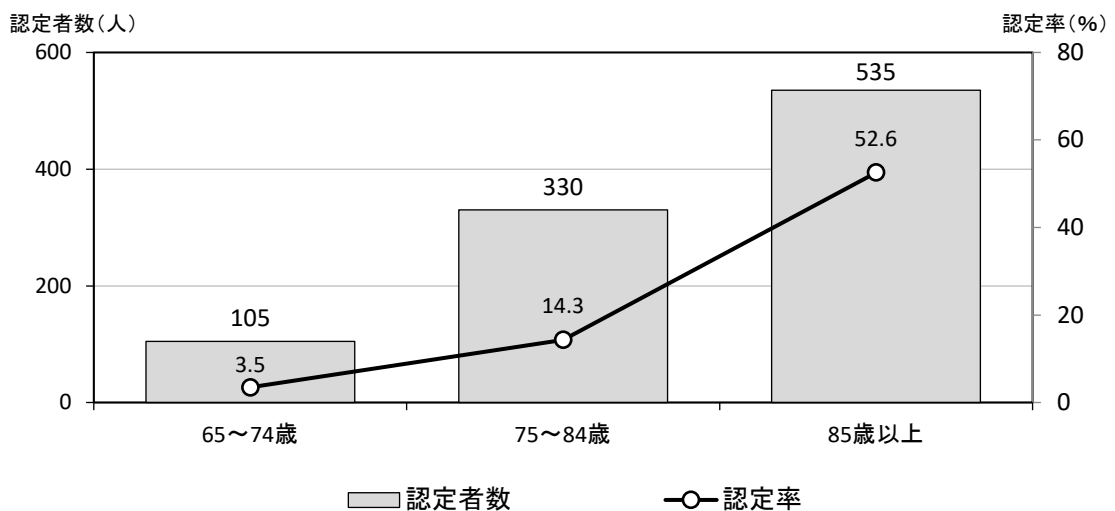
今後も、85歳以上の高齢者は増加することが見込まれ、認定者数の増加と併せて認知症高齢者も増加することが見込まれます。

■年齢階級別高齢者数の推移



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■年齢階級別の認定者数と認定率（令和7年）

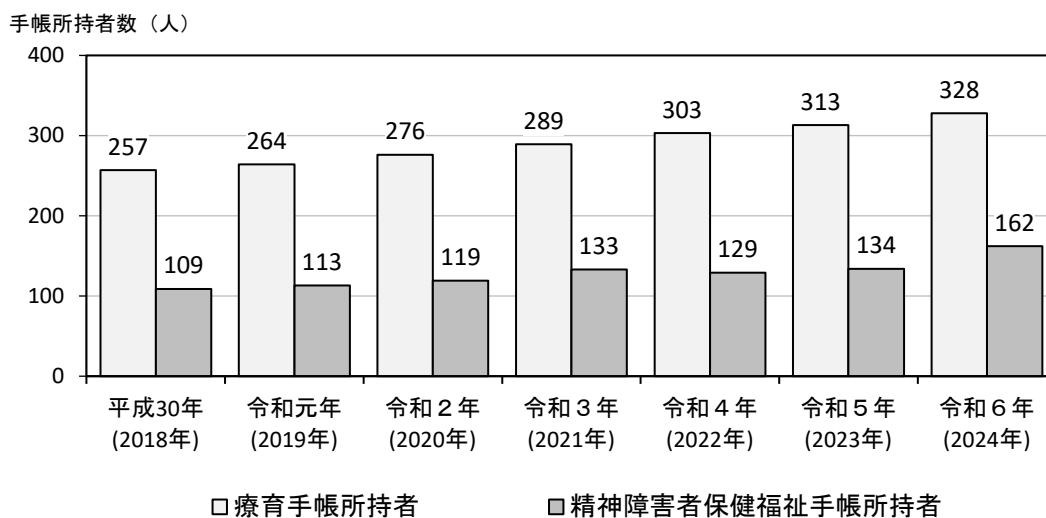


出典：介護保険事業状況報告月報（令和7年3月末現在）

(2) 障がいのある人の状況

本町の手帳所持者数の推移をみると、療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数ともに増加傾向で推移しており、成年後見制度を必要とする人は今後増加すると見込まれます。

■手帳所持者数の推移（再掲）



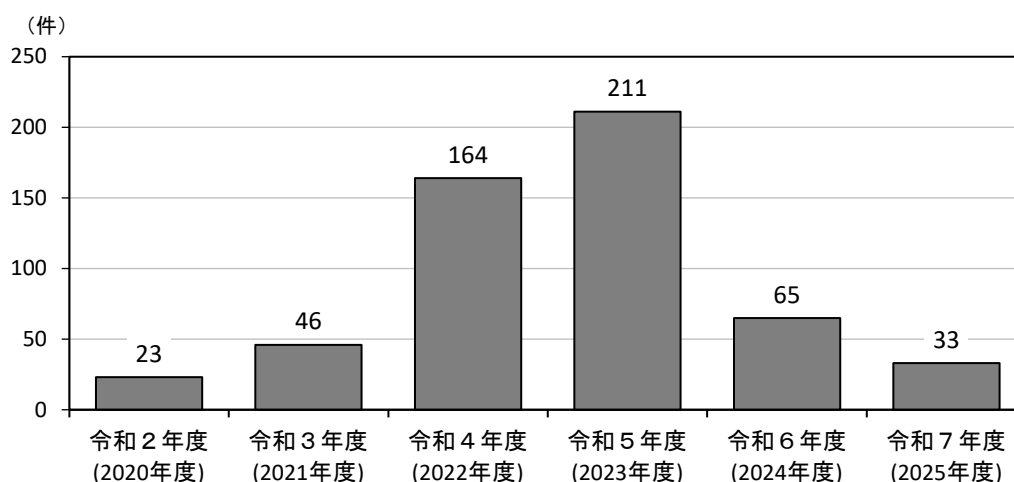
出典：中標津町（各年4月1日現在）

(3) 相談件数の状況

成年後見制度に関する中標津町成年後見支援センターへの相談件数は、令和2年度の23件から令和5年度には211件まで増加しました。

その後、令和6年度の相談件数は65件に減少し、令和7年度は10月末現在までの相談件数が33件となっています。

■中標津町成年後見支援センター相談件数の推移

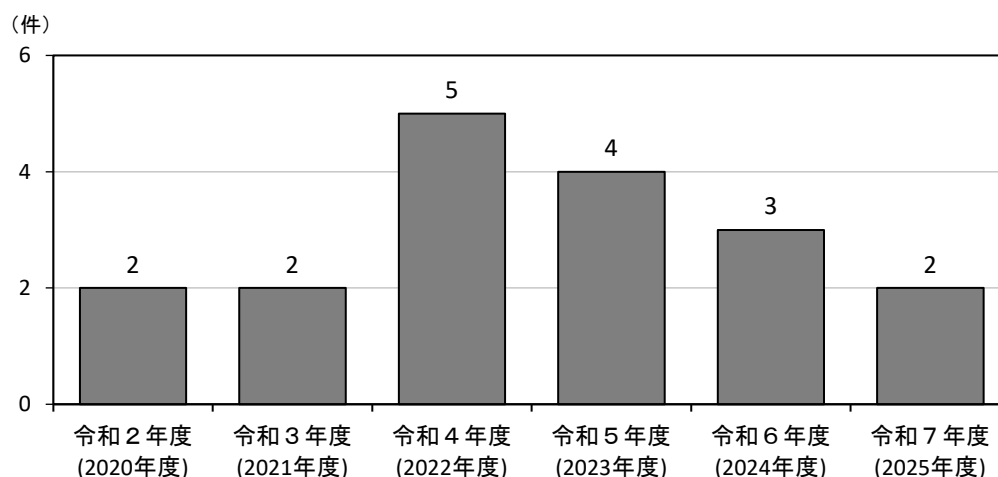


※令和7年度は10月末までの実績
出典：中標津町

(4) 町長申立の状況

成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や家族ともに申立を行うことが難しい場合などに町長が申し立てを行う町長申立の件数は、令和4年度の5件から減少傾向で推移しており、令和7年度は10月末現在までで2件となっています。

■町長申立件数の推移



※令和7年度は10月末までの実績
出典：中標津町

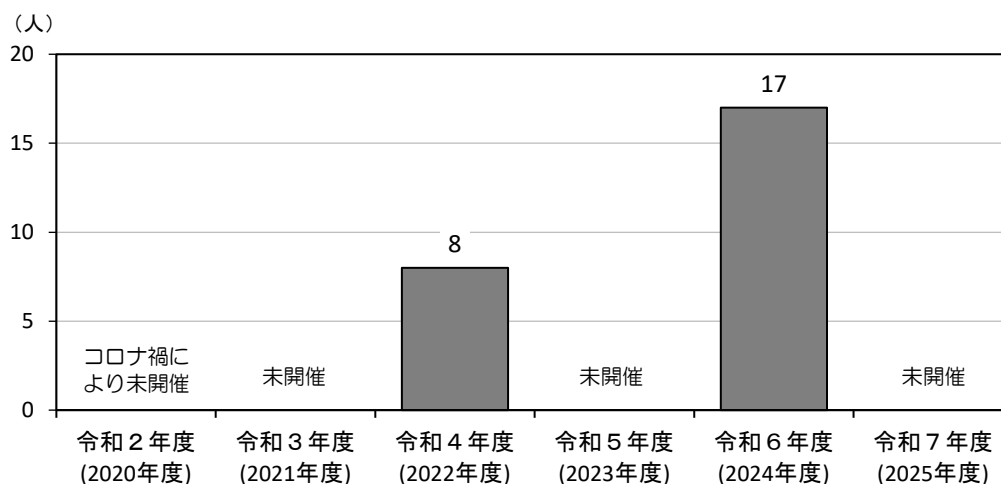
(5) 市民後見人の状況

①市民後見人養成講座の受講者数

市民後見人は、弁護士や司法書士などの資格を持たず、親族以外の市民による成年後見人等であり、市町村等の支援を受けて後見業務を適正に担っています。

社会福祉協議会の協力のもと、本町では隔年で市民後見人養成講座を開催しており、令和4年度は8人、令和6年度は17人の方が市民後見人養成講座を受講しました。

■市民後見人養成講座受講者数の推移

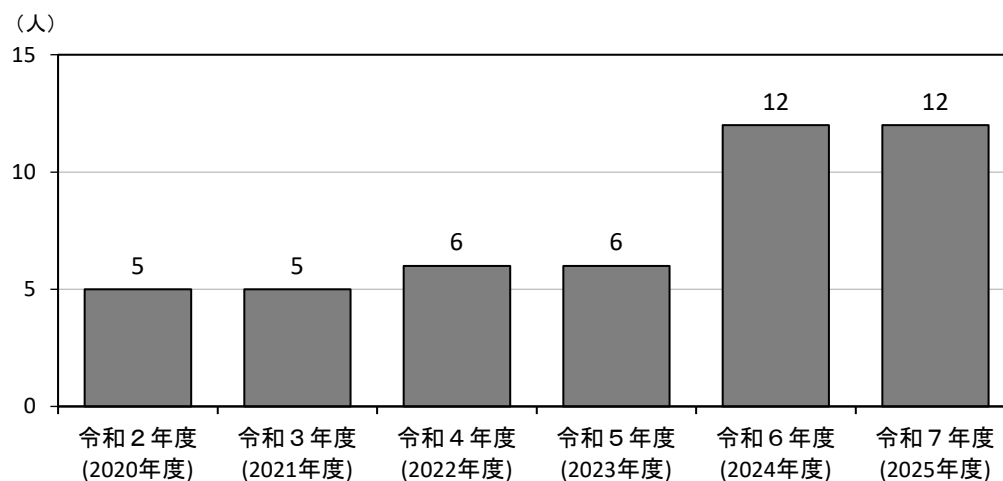


出典：中標津町

②法人後見支援員の登録者数

市民後見人養成研修を修了し、社会福祉協議会の法人後見支援員として被後見人等を支援する貢献活動に携わっている方の登録者数は、令和4年度に1人増えて6人となり、令和6年度には6人増の12人となっています。

■法人後見支援員登録者数の推移

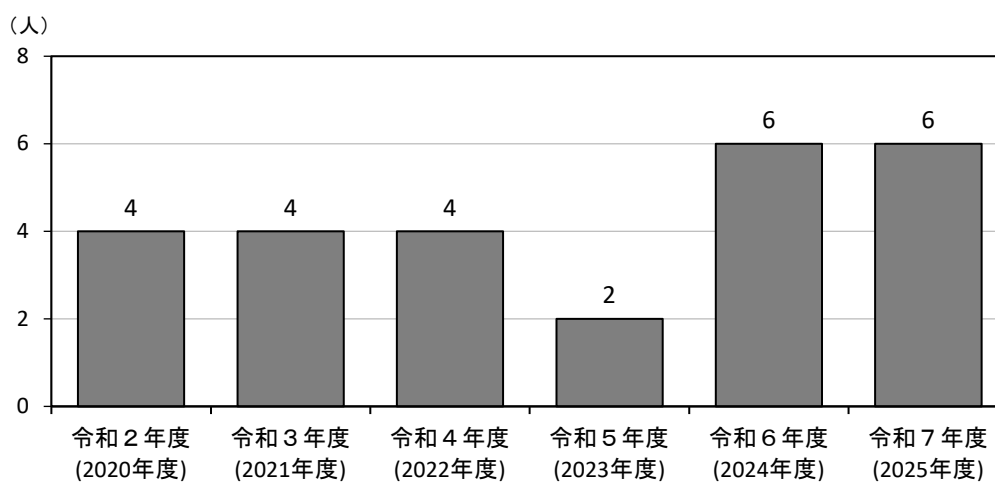


出典：中標津町（各年3月末現在、令和7年度は実績見込み）

③市民後見人の登録者数

市民後見人の登録者数は令和5年度に2人まで減少しましたが、令和6年度以降は6人で推移しています。

■市民後見人登録者数の推移



出典：中標津町（各年3月末現在、令和7年度は実績見込み）

3. 計画の基本的な考え方

(1) 現状と課題

本町では、「中標津町成年後見支援センター」を設置し、成年後見制度に関する相談や利用支援、手続き支援を行っているほか、成年後見制度の普及・啓発、市民後見人の養成などを行っています。

今後は、高齢者数の増加だけでなく認知症高齢者数も増加することが見込まれるため、成年後見制度など判断能力が不十分な町民を支える制度の利用促進と担い手の育成の重要性が増してくると考えられます。

(2) 取組の基本的な方向

成年後見制度を必要とする人が円滑に制度を利用できるようにするため、3つの基本方向を定め成年後見制度の利用促進に係る取組を推進します。

基本方向1 成年後見制度を利用しやすい体制づくり

成年後見制度の利用促進を図るため、支援を必要とする人が身近な地域で適切な情報提供と相談を受けられる体制を整備します。

また、町長申立の適切な実施や、成年後見制度利用支援事業の活用を推進し、経済的な理由などから制度利用をためらうことがないよう支援します。

基本方向2 権利擁護の地域連携ネットワークづくり

権利擁護に関する専門的助言や地域連携ネットワークのコーディネート等を行う機関である中核機関（中標津町成年後見支援センター）を設置し、医療、福祉、司法等の多職種が連携し、制度を必要としている本人を地域全体で支える仕組みを構築します。

基本方向3 成年後見制度を支える人材の育成

市民の視点を活かした支援を行う市民後見人を養成し、その活動を支援する体制を整備することで、後見人等の担い手確保に努めます。

また、後見人や市民後見人等が安心して適切な支援を行うことができるよう、中核機関（中標津町成年後見支援センター）が中心となってサポートを行います。

4. 施策の展開

基本方向1 成年後見制度を利用しやすい体制づくり

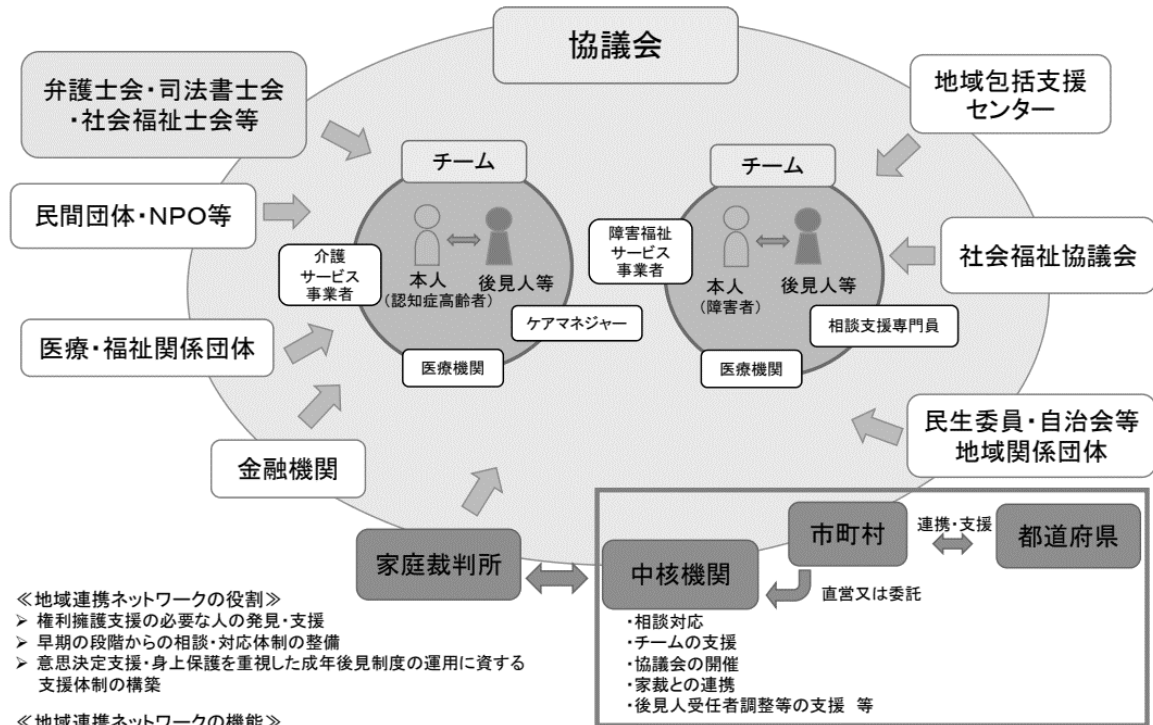
取組の主体	取組内容
町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度に関する勉強会等に積極的に参加し、制度に関する基本的な知識を習得しましょう。 ○社会福祉協議会が実施している成年後見制度に関する取組を知り、必要に応じて活用しましょう。【再掲】
企 業	<ul style="list-style-type: none"> ○従業員向けの研修等で成年後見制度の概要を周知しましょう。
町内会 町民活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ○回覧板等を活用して、行政や社会福祉協議会からの成年後見制度に関する情報を住民に周知しましょう。
福祉サービス 事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス利用開始時や継続時に、成年後見制度に関する情報提供や相談先への案内を行いましょ。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○中核機関（中標津町成年後見支援センター）の運営を通じて、成年後見制度に関する相談や利用支援、手続き支援を行います。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙や町ホームページへの掲載、各種パンフレット類の配布、メディア等を活用して成年後見制度の普及・啓発を行います。 ○中標津町成年後見支援センターにおいて、認知症や知的障がい等により判断能力が十分ではない方やその家族からの成年後見制度の利用に関する相談に応じます。 ○審判の請求に伴う費用や後見人等の報酬など、成年後見制度の利用に伴う費用等の助成を行うことで制度の円滑な利用を図ります。 ○親族等による後見開始の審判の請求が期待できない高齢者や障がいのある人を対象に、町長による審判の請求を行います。

基本方向2 権利擁護の地域連携ネットワークづくり

取組の主体	取組内容
町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○地域での声かけや見守り活動に参加して、孤立している人や支援が必要な人の早期発見に協力しましょう。
企 業	<ul style="list-style-type: none"> ○業務を通じた見守り活動により、制度の利用が必要な人の早期発見に協力しましょう。
町内会 町民活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ○見守り活動を通じて、制度の利用が必要な人の早期発見に協力しましょう。

取組の主体	取組内容
福祉サービス事業者	○成年後見制度を必要としている人を支援するチームの活動に協力しましょう。
社会福祉協議会	○中核機関（中標津町成年後見支援センター）の運営を通じて、成年後見制度を必要としている人への支援を行います。【再掲】 ○関係機関で構成される協議会の運営を通じて、地域の権利擁護体制の充実や成年後見制度の利用促進を図ります。
行政	○成年後見制度の利用が必要な人を早期に発見し、適切に制度を利用できる支援体制の構築と権利擁護支援の地域連携ネットワークの仕組みづくりを推進します。

■地域連携ネットワークのイメージ



出典：厚生労働省資料

基本方向3 成年後見制度を支える人材の育成

取組の主体	取組内容
町 民	○市民後見人養成講座に積極的に参加し、後見活動への参加を目指しましょう。
企 業	○従業員の市民後見人養成講座や後見活動への参加に協力しましょう。
町内会 町民活動団体	○回覧板等を活用して、市民後見人養成講座に関する情報を住民に周知しましょう。
福祉サービス 事業者	○成年後見制度の勉強会等を実施し、成年後見制度に関する職員の理解を深めましょう。
社会福祉協議会	○市民後見人養成講座を実施し、市民後見人及び後見支援人の増加を目指します。 ○市民後見人養成講座修了者にフォローアップ研修を実施し、継続的な研鑽の機会を確保します。 ○適正な後見等業務が行われるよう後見人への支援を行います。
行 政	○市民後見人養成講座やフォローアップ研修の開催を支援します。 ○社会福祉協議会と連携して、市民後見人受任への支援を行います。 ○後見人や市民後見人等が安心して適切な支援を行うことができるよう、社会福祉協議会や中核機関（中標津町成年後見支援センター）と連携してサポートを行います。

第6章 再犯防止に向けた取組の推進

(中標津町再犯防止推進計画)

1. 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

全国の刑法犯の認知件数は、平成14年にピークを迎え、その後は減少傾向にあります。一方で検挙者の中で再び罪を犯した「再犯者」の数は、平成18年をピークに徐々に減少する傾向にありますが、それを上回るペースで初犯者の数も減り続けているため、再犯者の比率は上昇しています。

こうした状況の中で、平成28年12月には「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下、「再犯防止推進法」という。)が施行され、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記され、国の再犯防止推進計画を勘案して地方再犯防止推進計画を定めるよう努めることとされました。

そこで、本町においても、再犯防止推進法の趣旨を踏まえ、国や民間団体等と連携して必要な取組を推進し、罪を犯した人が孤立することなく、社会の一員として円滑に復帰することができるよう支援することで、住民が犯罪の被害を受けることを防止するとともに、罪を犯さない・犯させない、安心して暮らし続けられる社会の実現を目指して、「中標津町再犯防止推進計画」(以下、「再犯防止計画」という。)を策定します。

(2) 計画の位置付け

再犯防止計画は、再犯防止推進法第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」に位置付け、本町における再犯防止に係る施策について定める計画として「中標津町地域福祉計画」と一体的に策定します。

(3) 計画の期間

再犯防止計画は、一体的に策定する「中標津町地域福祉計画」と同じく令和8年度から令和12年度までを計画期間とし、計画の最終年度である令和12年度に次期計画策定に向けた見直しを行うこととします。

■計画の期間

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
地域福祉計画					第2期地域福祉計画				
再犯防止推進計画					再犯防止推進計画				

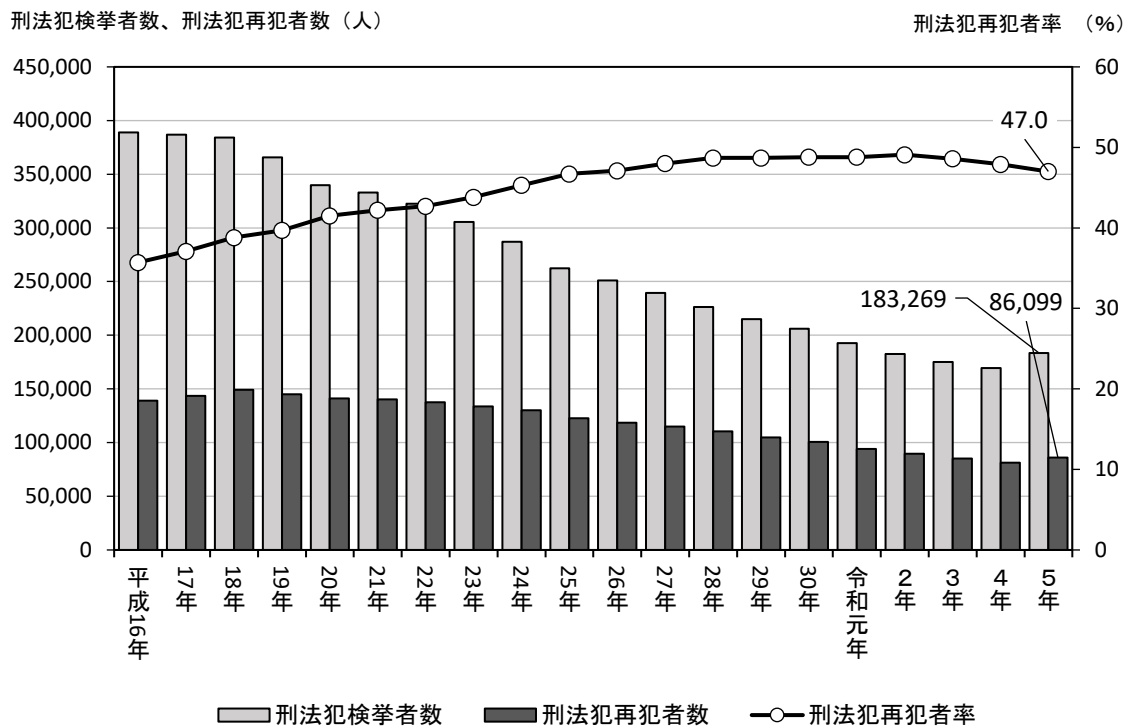
2. 再犯防止をめぐる現状

(1) 再犯者数と再犯者率の状況

我が国における刑法犯検挙者中の刑法犯再犯者数は平成19年以降毎年減少していましたが、令和5年は17年ぶりに増加し、8万6,099人となりました。

刑法犯再犯者率は、初犯者数が大幅に減少していることもあり、平成16年以降上昇傾向にありましたが、令和3年からは減少に転じて令和5年は47.0%となっています。

■ 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移



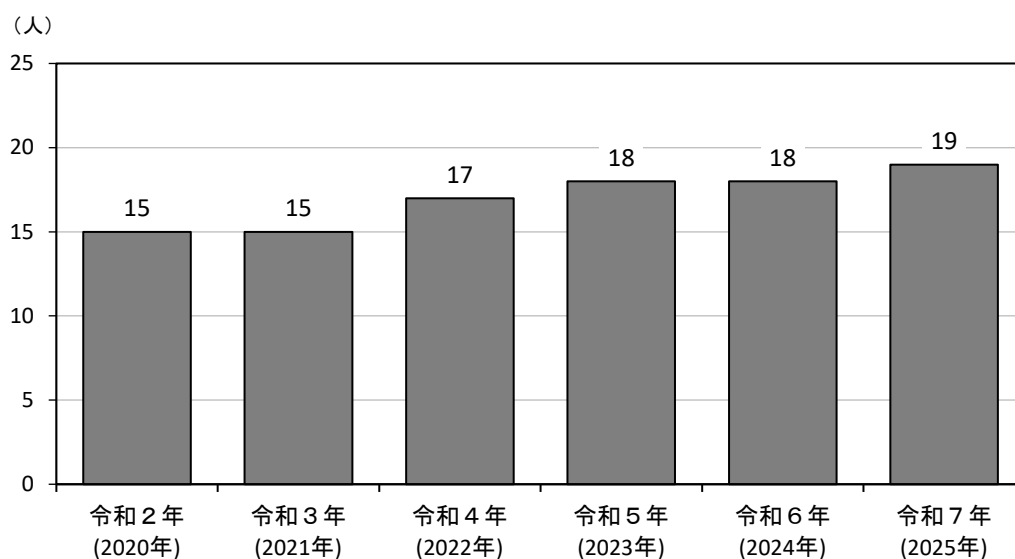
出典：犯罪統計（警察庁）

(2) 保護司の状況

保護司は犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアで、保護観察官^{※27}と協働して保護観察にあたるほか、罪を犯した人が刑事施設などから社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。

本町における保護司の人数は、令和2年の15人から令和7年には19人に増加しており、罪を犯した人への支援体制の充実が図られてきました。

■保護司数の推移



出典：標津地区保護司会（各年4月1日現在）

※27 保護観察官

犯罪や非行をした人の立ち直りを専門的な立場から支援する国家公務員のこと。全国の保護観察所に配置されており、心理学や社会学、教育学などの専門的な知識を活かして、保護観察を受けている人への指導・助言や、刑務所・少年院からの社会復帰に向けた環境の調整などを行う。

3. 計画の基本的な考え方

(1) 現状と課題

罪を犯した人等の中には、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコール等への依存のある人、高齢で身寄りがない人など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多く存在します。

そのような人の再犯を防止するためには、刑事司法手続の中だけでなく、刑事司法手続を離れた後も、継続的にその方の社会復帰を支援することが必要とされています。

これらの状況を踏まえ、防犯対策として多様化・巧妙化する犯罪から町民を守るための取組を継続するとともに、再犯防止にかかる町民への啓発活動や保護司会等との連携を通じて罪を犯した人等が再び罪を犯さないよう、犯罪や非行のない地域づくりのために支援していくことも重要な取組となります。

(2) 取組の基本的な方向

罪を犯した人等が地域で自分らしく暮らすことのできる地域共生社会の実現に向けて、3つの基本方向を定めて再犯防止に係る取組を推進します。

基本方向1 関係機関との連携による支援の充実

保護司会や更生保護女性会等の更生保護関係団体を支援するとともに、標津地区更生保護サポートセンターの運営に協力します。

基本方向2 広報・啓発活動の推進

法務省主唱で保護司会が中心となって行っている「社会を明るくする運動」を展開し、犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生に対する町民の理解促進に取り組みます。

基本方向3 安定した生活の確保

社会復帰を目指す人たちが社会から孤立せず、自らが生計を立て自立した生活を行えるよう、罪を犯した人等の社会復帰や地域生活への定着を支援する北海道地域生活定着支援センターとの連携を図ります。

4. 施策の展開

基本方向1 関係機関との連携による支援の充実

取組の主体	取組内容
町 民	○保護司会や町内会等と連携して、地域の見守りを行いましょ。う。
企 業	○ハローワークや保護観察所と連携して、採用条件を緩和した求人枠の設定や職場定着支援に努めましょ。う。
町内会 町民活動団体	○保護観察所や保護司会と連携して、地域の見守りを行いましょ。う。
福祉サービス 事業者	○行政や社会福祉協議会と連携して、必要とされる福祉サービスを提供しましょ。う。
社会福祉協議会	○行政と連携して生活困窮者自立支援制度等の利用促進を図ります。
行 政	○保護観察所や保護司会と連携して、罪を犯した人等の情報共有を図ります。 ○北海道地域生活定着支援センターと連携し、罪を犯した人等の社会復帰や地域生活への定着を支援します。 ○就労支援機関やハローワークと連携して、求人情報等の情報提供や資格取得支援を行います。

基本方向2 広報・啓発活動の推進

取組の主体	取組内容
町 民	○「社会を明るくする運動」など再犯防止に関連する活動に参加しましょ。う。
企 業	○罪を犯した人等の人権に配慮した対応について、従業員に周知・啓発を図りましょ。う。
町内会 町民活動団体	○地域において、保護司などの更生保護ボランティア活動の周知・紹介を行いましょ。う。
福祉サービス 事業者	○罪を犯した人等の人権に配慮した対応について、職員に周知・啓発を図りましょ。う。
社会福祉協議会	○広報紙やホームページやパンフレット等を活用して、再犯防止に係る取組の周知・啓発を図ります。

取組の主体	取組内容
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙やホームページやパンフレット等を活用して、再犯防止に係る取組の周知・啓発を図ります。【再掲】 ○保護司などの更生保護ボランティア活動の周知を図ります。 ○保護司会と連携して、「社会を明るくする運動」など再犯防止に関連する活動を行います。

基本方向3 安定した生活の確保

取組の主体	取組内容
町民	<ul style="list-style-type: none"> ○罪を犯した人が地域社会に溶け込みやすくなるよう、見守りや声かけを行いましょ。
企業	<ul style="list-style-type: none"> ○協力雇用主（罪を犯した人を雇用し、又は雇用しようとする事業者）の仕組みについて理解するとともに、罪を犯した人の自立や社会復帰を支援するため、協力雇用主の登録に努めましょ。 ○ハローワークや保護観察所と連携して、採用条件を緩和した求人枠の設定や職場定着支援に努めましょ。【再掲】
町内会 町民活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ○罪を犯した人が地域社会に溶け込みやすくなるよう、地域における交流活動への参加を促しましょ。
福祉サービス事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○住居を確保できない人への一時的な宿泊場所の提供を行いましょ。 ○福祉サービスを必要としている人に専門的な福祉サービスを提供しましょ。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○困窮する世帯への緊急的な対応として「安心サポート事業」等を通じた支援を行い、生活基盤の安定を図ります。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○北海道地域生活定着支援センターと連携し、罪を犯した人等の社会復帰や地域生活への定着を支援します。【再掲】 ○協力雇用主について企業や事業者に周知を図るとともに、保護観察所と連携して協力雇用主登録の促進を図ります。 ○就労支援機関やハローワークと連携して、求人情報等の情報提供や資格取得支援を行います。【再掲】 ○住宅に困窮する低所得者に対して、低廉な家賃で町営住宅を賃貸します。 ○役場等の相談窓口で保健・医療・福祉サービスの利用に関する相談に応じるとともに、必要とするサービスにつなげます。

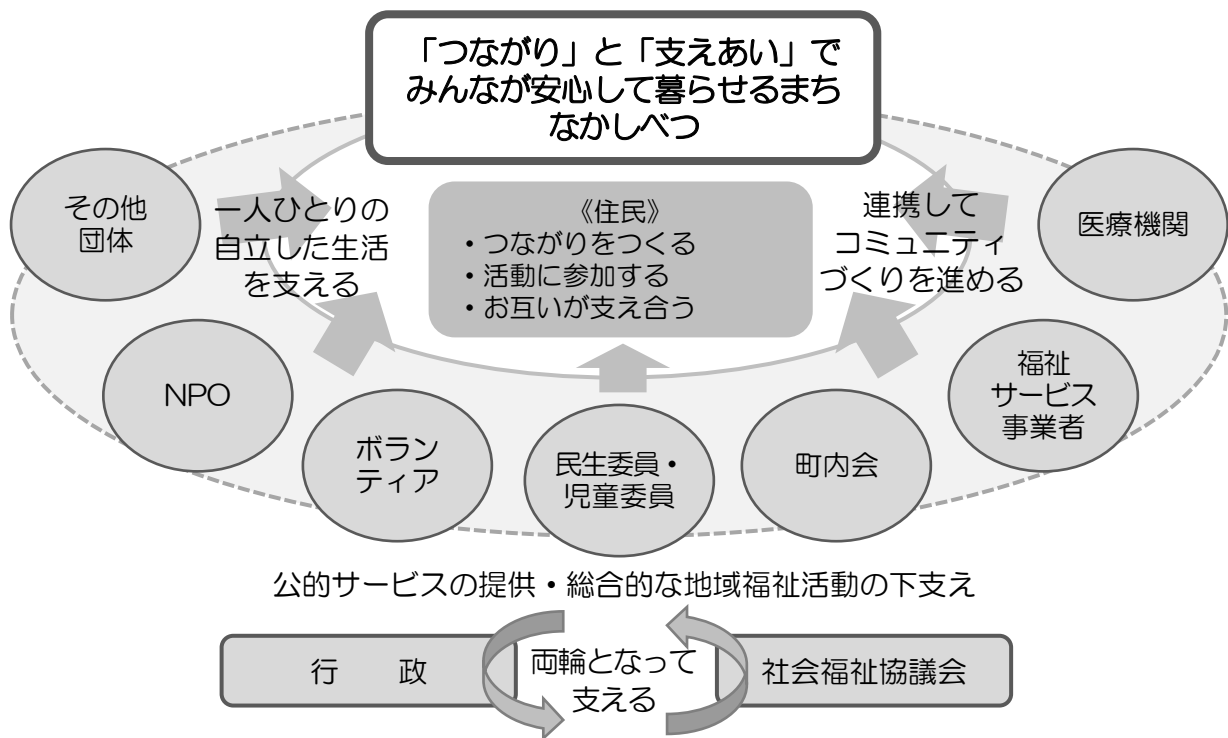
第7章 計画の推進

1. 住民・地域・町の協働による計画の推進

地域福祉を推進していくために、住民一人ひとりや町内会をはじめとする地域の各種団体、事業者、行政等の主体がそれぞれの役割を担い、相互に連携することが重要です。

総合的・長期的な視点から計画を推進し、地域の様々な主体が協働で地域福祉の推進を目指して取り組んでいきます。

■地域福祉の推進のイメージ



2. 中標津町社会福祉協議会との連携による推進

中標津町社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉の推進を担う中心的な存在として位置付けられており、地域福祉向上を目的とする事業の企画や実施、各種福祉団体の活動支援を通じて、地域に密着した様々な事業を実施しています。

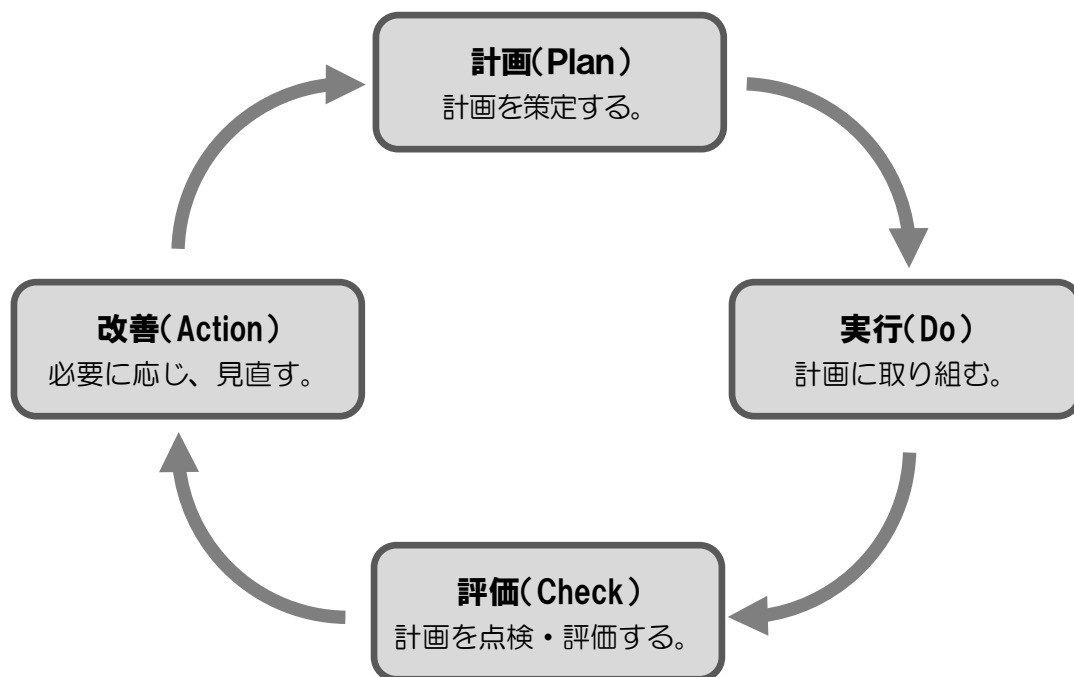
本計画の目指す地域の姿・基本目標を共有し実現に向けて取り組んでいく上で、中標津町社会福祉協議会は大きな役割を担っています。また、地域での活動を支援し、地域の実情に応じた事業の効果的な推進を担います。

3. 計画の推進及び進行管理

計画の具体的な推進にあたっては、住民や各種団体、事業者及び中標津町社会福祉協議会等との連携・協力が不可欠です。

また、地域福祉計画を実効性のあるものとして推進していくために、進捗状況の把握と点検が必要です。このため、計画期間中に進捗状況の点検を行い、PDCAサイクルによる適切な進行管理を行います。

■PDCAサイクルのイメージ



資料編

1. 中標津町地域福祉計画策定委員会設置規程

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、中標津町における地域福祉の総合的かつ効果的な推進を図るため中標津町地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定にあたり、広く町民の意見を求めるため、中標津町地域福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、中標津町の地域福祉に対する総合的な施策について、調査及び検討を行い、計画を策定するものとする。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公募により選考された地域住民
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 社会福祉協議会職員
- (4) 福祉・医療・保健関係者
- (5) 学識経験者
- (6) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定等が完了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員の中から委員長が指名するものとする。
- 3 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、町民生活部福祉課において行う。

(委任)

第8条 この規程の定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

2. 中標津町地域福祉計画策定委員会委員名簿

【任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日】

規程 3条2項	No	氏 名	所 属	備考
1号	1	本 間 玲 子	なかしべつ町民活動ネットワーク 代表	
2号	2	小 柳 ひろみ	中標津町民生委員児童委員協議会 会長 (主任児童委員)	
3号	3	千 野 智 彦	中標津町社会福祉協議会 地域福祉課長	
4号	4	野 表 政 美	中標津町老人クラブ連合会 理事 (いずみクラブ 会長)	
	5	藤 渡 公 仁	中標津町障害児者連絡協議会長	
	6	犬 伏 善 則	社会福祉法人 中標津朋友会 中標津りんどう園 施設長	委員長
	7	浜 尾 勇 貴	根室圏域障がい者総合相談支援センター 所長	副委員長
	8	舘 巖 晶 子	北海道中標津保健所 健康推進課長	
	9	藤 田 泰	町立中標津病院 医事課主幹 (医療相談室)	
	10	青 山 麗 子	音訳の会 ひびき 代表	
	11	千 葉 雄 樹	さぼっとなかしべつ ～育ちとつながりを大切にする会～	
5号	12	円 谷 正 雄	標津地区保護司会中標津町分区 分区長	
	13	谷 村 靖 志	中標津町小中学校校長会 (広陵中学校長)	
	14	舘 下 裕 典	中標津町全町内会連合会 会長	
6号	15	石 崎 龍 彦	中標津町地域防災リーダー	

3. 計画策定経過

年月日	会議名等	内 容
令和7年 1月29日（水）	第1回策定委員会	○委嘱状交付 ○計画策定の概要について ○人口等の状況について ○策定スケジュールについて
2月21日（金）	第1回住民ワークショップ	○計画の意義や町の現状について ○“暮らしの中で感じる「困りごと」や「あったらいいな」をテーマにグループワーク
3月24日（月）	第2回策定委員会	○第1回住民ワークショップ開催報告 ○地域福祉計画の構成と基本理念について ○町の地域福祉課題について
9月6日（土）	第2回住民ワークショップ	○愛の家GHの取り組みについて ○“世代間交流と地域福祉”をテーマにグループワーク
9月25日（木）	第3回策定委員会	○第2回住民ワークショップ開催報告 ○中標津町地域福祉計画（骨子案）の審議
11月29日（土）	第3回住民ワークショップ	○これまでのワークショップの振り返り ○“これならできそうを集めよう”をテーマにグループワーク
12月19日（金）	第4回策定委員会	○第3回住民ワークショップ開催報告 ○中標津町地域福祉計画（素案）の審議
令和8年 2月12日（木）	第5回策定委員会	○中標津町地域福祉計画（素案）の審議
2月19日（木）	中標津町議会 文教厚生常任委員会	○計画素案について報告
2月24日（火） ～3月26日（木）	パブリックコメント	○町民意見の募集

中標津町地域福祉計画

成年後見制度利用促進基本計画
再犯防止推進計画

(令和8年度～令和12年度)

発行：令和8年3月

編集：中標津町福祉課

〒086-1197 北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地
TEL 0153-73-3111 FAX 0153-73-5333

中標津町地域福祉計画

成年後見制度利用促進基本計画
再犯防止推進計画

